

# 元伊勢両宮

但波乃吉佐宮  
與佐之小見比沼之魚井原宮

## の研究

吉佐宮篇 下

元國學院大學教授

小野 祖 教

### 三、関係文献と二つの新発見

#### 一、吉佐宮遷幸の関係文献

皇大神社は、昔から元伊勢内宮とよばれ、但波乃吉佐宮の神蹟だと云う伝承をもっていた。だが、文献的証拠が無い。森を見よ、森の声をきけと云って来た。この森を見たら、誰でも、尤もだと思ふ。しかし、名神大社といわれる所には、それなりの文献的証拠がある。数ある神社の中には、文献的証拠の少ないところもある。必ずしも、無いのは、こゝだけだとは云わない。しかし、吉佐宮神蹟と云えば、実に、レッキとした由緒だ。多少なりとも、何かが無ければならない。ところが、全くと云ってもよいほどに無い。

あるのは、神道五部書に、御間城入彦五十瓊殖天皇(崇神)卅九年に、皇大神が但波乃吉佐宮に遷幸し、四年の間、奉斎された後、大和国に還幸されたという簡単な記事があるだけである。

記事は、「宝基本紀」以外の四書を通じて、「但波乃吉佐宮」「丹波乃吉佐宮」「但波乃与佐宮」と、多少、文字にかわりがあるが、帰する所同じ名称になっている。

丹波というのは、往昔は、広がった。今の丹後国は、奈良時代、元明天皇の和銅六年に、丹波国の五郡(加佐郡、与

謝郡、丹波郡<sub>II</sub>後の中郡、竹野郡、熊野郡)を割いて、新に一国を建てたものである。つまり、奈良時代以前には、丹波と云う国は、後の丹波国、丹後国の二国を合わせた総称であった。

その広い丹波を冠しただけでは、どこへも行って、当てはまってしまう。

但し、「吉佐宮」「与佐宮」とあるから、与謝にかゝりがある<sub>と云う事は、誰にでもわかる。</sub>

不思議な事に、今日までの学者、研究者のうち、与謝里(与謝郡加悦町与謝)という土地があるのに、こゝに着眼した人がない。(寡聞にして、知らない)。「吉佐宮」「与佐宮」というから、「与謝郡」だと、勝手に、一方的にきめてしまつて、与謝郡の中に、「吉佐宮」又は、「与佐宮」を求めていた。変な話だが事実である。(現在、元伊勢両宮は、加佐郡に属している。そこで、「吉佐宮」「与佐宮」が「加佐郡」にある筈が無いという素朴な議論があつた。この問題は、天田内の常光寺の鐘銘に、与謝郡とあるので、郡界に変遷があつたのだからという事と、加佐郡は、与謝郡から、分立させた、やゝ新しい郡名だろうという仮説で、一応、辻褄が合うことになつている。)

「吉佐宮」「与佐宮」という名は、与謝里と深い関係がある<sub>と考へるのが、最も、常識に叶つてゐるのだが、学者、研究者で、こゝに眼を向けた者が全く無かつたのは、恐らく、与謝里が、余りに山の中の田舎だからかも知れない。</sub>甚だ迂濶だつたと思う。

「吉佐宮」「与佐宮」という名が、与謝里と関係がある<sub>という事にさえ気がつけば、それ程、ひどい回り道はしなくて済んだかも知れない。</sub>私の研究は、この、最も常識的な点に着眼したものである。

そこが、研究の一つの焦点になるのだが、こういう特殊な研究は、関係事項について、相当くわしくつかんでないと、わかりにくい。神道五部書は、地方では、入手し易いものではない。従つて、くどくなるが、なるべく、関係した文章を、くわしく引用して、参考に供することを許して頂きたい。

1、内宮本「倭姫命世記」

この書物は、従来、全く見る事ができなかったが、海部毅定氏が、はじめて、著書で公開された。テキスト・クリテイク上、いろいろ問題はあがるが、元伊勢研究上、非常に有益である。学恩に感謝しつゝ引用させてもらうと、次の通りである。

従来知られている度会本「倭姫命世記」では、関係記事は、一ヶ所に、しかも、割合に簡単に記されているが、内宮本は、これに、「御鎮座本紀」や、「宝基本紀」などを参照して、補完的、総合的に書かれているらしい。従来、五部書が、外宮側だけのもので、度会家の偽書だとされて来たのに、内宮側にも、こういう書物があつたという事は、大いに注意されてよい。内宮側の五部書に対する肯定的態度がわかるからである。

内宮本では、二ヶ所に分けて、記されている。

先ず

御間城入彦五十瓊殖天皇。即位六年己丑秋九月就於倭国笠縫邑。殊立磯城神籬奉遷天照太神又草薙劔。令下皇女豊鋤入姬命奉斎焉。其遷祭夕部宮人皆参终夜宴乐歌舞。然後随太神之教。国々処々仁。大宫处乎求给利。天皇以往九帝同殿共床。然渐畏其神。勢二共住不安。改令下齋部氏率二石凝姥神裔天目一箇裔二氏更铸造镜劔上以爲二護身御璽焉。是今踐祚之日。所献神璽镜劔是也。谓名内侍所也。

卅九年壬戌三月三日遷幸但波乃吉佐宫。秋八月十八日作瑞籬一積二四年二奉斎。従此更倭国求給。此歳。豊字介神天降坐奉御寢。

という記事がある。度会本には、「三月三日」「秋八月十八日」という日付が無い。こゝが、内宮本の記事の大

きな特色の一つである。

次に、巻末の部分に、重ねて、くわしい記事が出て来る。ただ、前記の部分では、「遷幸但波乃吉佐宮」となっているのに、次に引く記事では、但波が丹波と變つてゐる。

御間城入彦五十瓊殖天皇。卅九歳壬戌。天照太神遷幸丹波乃吉佐宮。今歳。止由氣之皇太神。結幽契。天降居。于時大御食津臣命。建御倉命。中臣祖屋船命。草木靈。今号二度会。郡坐。清野井庭神社也。宇賀之御魂稻女神今号二小侯。神社也。宇須乃女神五穀。靈号二宇須野社也。須麻留売神。今号二須麻留売社是也。大土御祖神。素盞鳴尊。子也。若雷。神。今号二北御門。彦国見賀岐建与束命。号二度会。国見神社。天日

起命。伊勢大。振魂命。玉串大。相從。以戻止矣。余時天照皇太神。与止由氣皇太神合明。齊德居神主祖。内人祖。

焉。如天上之儀。二処。雙座焉。和久産巢日神子豊宇可能売命。屋船福。生三五穀。而善釀酒。奉。御饗。御炊。神水沼道主。素盞鳴尊。孫也。亦名粟御子神。率二四九三十六龜。神。而朝大御氣

夕。大御氣炊備天。奉。饗留。丹波道主。貴。大日天天皇之子。今世号二大物忌。其縁也。為二杖代。天品。物備二貯。之。百。机。而奉。神。嘗。焉。註、以下欠文、以御鎮座本紀補之。

諸神所作祭神之物。五穀。既成。百姓饑矣。其功已辞。竟天。天照太神。伊勢国尔向幸給。止由氣大神。復昇。玉。高天原。天日之小宮座。于時。以五天津水影乃宝鏡。留二居吉佐宮。給。天地開闢

(以下細字略之) 即起樹二天津神籬於魚井原。秘藏黄金繩代二天。道主貴八小童。天日起命。豊字賀能

売命備御饌奉齋焉。于時高貴大神勅宣以皇孫命靈一宜崇大祖止由氣皇大神乃前社云云仍為相殿神座靈形鏡坐也皇孫命金鏡也

テキスト・クリテイク上面白い所だが、今はふれない。むしろ、古事記では、「次に和久産巢日神。此の神の子を豊宇氣毘売神」となっているのに、本書では、「和久産巢日神の子豊宇可能売命」（「御鎮座本紀」も同じ）となつている事に注目したい。又、

御炊神水沼道主素盞鳴尊孫也亦名粟御子神率四九三六竈神而朝大御氣夕大御氣炊備天奉

饗留丹波道主貴大日天皇之子今世号大物忌一其縁也為二杖代一天品物備二貯之百机一

而奉二神嘗一焉。（註、以下欠文、以御鎮座本紀補之）

という記事は、「御鎮座本紀」と同文である。しかも、五部書の中では、丹波道主命、又は、単に道主貴というような書き方をして、氷沼道主の方を略しているのか、伝えがハッキリしなくなっているのか、書いていないものがあるが、大物忌父と御炊物忌父との祖という点に注目して、五部書見直し論を唱えようとする私にとつては、内宮本と、度会本とが、一致して、氷沼道主を御炊神又は御炊物忌父の祖とし、丹波道主命を大物忌父の祖と明記している点が、非常に重い意味をもっていると思われる。注意して頂きたい。

2、度会本「倭姫命世記」

こちらは、「丹波乃吉佐宮」と書いてあり、内宮本の巻末記事のような、くわしい記事はない。

卅九年壬戌、丹波乃吉佐宮に遷幸して、四年を積て、齋き奉る。此れ従り、更に倭国を求ぎ給ふ。此の歳

豊宇介神天降り坐して、御饗を奉る。(原漢文)

3、度会本「御鎮座本紀」

内宮所伝本倭姫命世紀と並んで委しいのは、度会本の「豊受皇大神宮御鎮座本紀」である。

御間城入彦五十瓊殖天皇(崇神)卅九歳壬戌、天照大神△但波乃吉佐宮△に遷幸す。今歳、止由気、皇太神、

幽契を結びて天降り居たまふ。于レ時、大御食津臣命、建御倉命△(中臣の祖也)、屋船命△(草木の霊、今、度相

郡に坐す清野井庭神社と号くる也)、宇賀之御魂稻女神△(今、小俣神社と号くる也)、宇須乃女神△(五穀の霊社、宇

須野社と号くる也)、須麻留売神△(今、須麻留売社と号くるは是れ也)、宇賀乃大土御祖神△(素盞鳴尊の子也。度

相の山田原の地護神)、若雷神△(今の世、北御門大明神と号くるは是れ也)、彦国見賀岐建与束命△(度相の国見神

社と号くる也)、天日起命△(伊勢大神主の祖神也)、振魂命△(玉串大内人の祖)、相従以て戻止矣。爾時、

天照皇太神、止由気皇太神と与に、明を合せ徳を齊うして居たまふ焉。天上の儀の如く、一处に雙び座す焉。

和久産巢日神の子、豊宇賀能売命△(屋船稻霊神也)、五穀を生みて、善く酒を醸り御饗奉る。御炊神氷

沼道主△(素盞鳴尊の孫也。亦粟御子神と号く。今の世に、御炊物忌と号すは其の縁也)、四九三十六竈神を率ゐて、

△朝大御氣、夕大御食ヲ炊備テ。奉御饗ニル。▽丹波道主貴△(大日々天皇の子、彦坐王の子也。今の世、大物

忌子と号すは其の縁也)、為ニ御杖代ニて品物を百机に備貯て、神嘗奉る焉。詔神所作祭神之物、五

穀すでに成りて、百姓饒ひぬ矣。△其功已辞竟テ。天照太神、伊勢国ニ向幸給。止由気太神復

昇ニ高天原ニて。日之小宮座。于レ時、以三吾天津水影乃宝鏡、留ニ居吉佐宮。↓△天地開闢之降、万物已に備は

れりと雖も、混沌之元を照すこと莫し。茲に因りて、万物之化、存が若く亡きが若く、而して下々来々自ら尊からず。于

レ時国常立尊の所化の神、形を天津水影に浮べて、天津御量事を以て、真経津の宝鏡三面を鈔表す。寔に是れ自然の靈物、

天地感應す。此の時に当り、神明之道明らかにして、天文地理、以って自ら存する者也。故、鏡作る神の名を、天鏡神尊

と号すは其の縁也。」

すなち すなち 起二樹天津神籬於真井原、秘二藏黄金穗代二テ道主貴、八小童、天日起命、豊宇賀能売命、御饌を備へ

て齋き奉る焉。于レ時、高貴大神勅宣、皇孫命の霊を以て、大祖止由氣皇太神乃前社と崇る宜しと云

々。仍ち相殿の神と為て座す。霊形鏡に坐す也。△(皇孫命は金鏡也)

纏向珠城宮御宇(垂仁)廿六年丁巳冬十月甲子、天照太神△從二但波吉佐宮シテ、奉二遷于度相宇治五

十鈴河上二テ鎮居焉。(原漢文)

内宮本「倭姫命世紀」と、「御鎮座本紀」とは、何か関係がある。「(註 以下欠文、以三御鎮座本紀補之)」

とあるが、これは、原註なのか、海部毅定氏の註なのか、わからない。

海部氏は、内宮所伝本が本書で、御鎮座本紀は、これを参考に度会側で創作したのだと鑑定して居られるが、

だとすると、御鎮座本紀によって補うという点がわからない。

海部氏が、内宮所伝本の方が本書だといっている理由がわからない。内宮所伝本は、外宮方では見た人はない

筈だ。度会延佳が、邪秘していると憤慨している位なのに、いつ、外宮側の誰が見て、剽窃したというのか、果

して証拠があるのか、無くして憶測しているのか、海部氏の文章は、いつも、大切な事が欠落していてわからな

い。

私は、他に根拠も、証拠も持たないが、印象として、内宮本「倭姫命世紀」は、文章全体がよく推敲されて居

り、整理が行届いて居る。こういう場合、混乱や不整の目立つ方が本書で、完全度の高い方が、諸本を参考して

編纂されたのだと見る方が、常識的ではないかと思う。又、内宮本は、度会本「倭姫命世紀」「御鎮座本紀」「宝

基本紀」を合わせて書いた痕跡も見えらると思う。

然し、私にとつては、その事はどうでもよい。吉佐宮・豊受神蹟論にとつて重要な内容を記す点で、内宮所伝本も、度会氏所伝本も、一致しているという事は、それだけ、問題が扱い易い。

#### 4、度会本「御鎮座伝記」

アトは、「伊勢二所神宮御鎮座伝記」と、「天照坐伊勢二所皇大神宮御鎮座次第記」の記事である。「御鎮座伝記」の方は、やゝくわしい。

御間城入彦五十瓊殖天皇(崇神)卅九年壬戌、△天照太神ヲ。遷幸但波乃与佐宮。積二四年一奉齋。今歲。止由氣之皇神天降坐テ。合明齋徳給如天小宮之儀(原作レ義)シテ。一処雙座ス。于時和久産巢日神子、豊字氣姫命△(稲霊神なり)奉備御神酒△(今の世、丹波国竹野郡奈具社に座す豊字賀能売神と謂ふは是れ也。亦、元是れ天女昇女、姪娥。謂ゆる月天の紫微宮従り天降り座しし天女是れ也)亦、丹波道主貴△(素盞鳴尊の孫、粟御子神是れ也)朝大御食夕大御食を備へ奉りて、仕へ奉り矣。△其功已辞竟テ。止由氣太神、復上高天原一キ。此処ニシテ。以白銅宝鏡ニテ道主貴、八小男童、天日別命崇祭祀奉りき焉。(原漢文)

これに反して、御鎮座次第記の方は、最も簡単になっている。

御間城入彦五十瓊殖天皇(崇神)卅九歳壬戌△天照皇太神遷幸于丹波乃吉佐宮。積年爾時、止由氣之皇神天降坐テ。合明齋徳給、如天小宮之儀シテ。一処雙坐。(原漢文)

繁と簡との差があるが、結局、手がかりになるものが何もないという点では、甲もなく、乙もない。

#### 5、度会本「宝基本紀」

「造伊勢二所宝基本紀」は、雄略の御代の「与佐之小見比沼之魚井原」や、「丹波国与佐郡真井原」と云う地



名を書いているが、吉佐宮の事は書いていない。

五部書では、吉佐宮の記事は、以上で全部である。結局、吉佐宮の名はあるが、どこであるかについては、漠としていて、キメ手が無い。

だから、人々は、何か、裏付けになる文献はないかと、あざったのだが、生憎、何も見つからなかった。

気の早い人は、こんな記事は、デッチ上げだろうと、ムチャなことを考えた。皇大神の場合、御正体の八咫鏡が神宮に奉斎されている。それだけでいゝじゃないか、どこへ御遷幸になろうと、なるまいと、どうせ、仮宮だ。仮宮なんかは、わかってても、わからなくても、大した事ないじゃないかと云う感覚だと思ふ。

吉見幸和なんかは、五部書偽書説の強調に張切っていたから、面倒な事はどうでもいい、ワシは、日本書紀に書いてある事以外は認めない、菟田筱幅、近江国、美濃国という以外は信用せんと荒っぽい事を云った。

他はどうでもいいと云うのは、乱暴である。古事記や日本書紀に権威を認めるのはいゝが、記紀に書いてある事がすべてなのではない。書いてない事の方が多い。しかも、皇大神の御遷幸は、そんな軽いものではない。わからないからと云って、おろそかに思つてはいけない。

神職なら、その位の事は、わからなくてはいけない。幸和は、不世出の碩学だが、少々、筆が奔りすぎた。神職として云つてはならぬ事、考へてはならぬ事を過ち犯した。

## 二、皇大神の丹波遷幸の真否

―丹後国風土記残欠に新証拠を発見 丹波国への遷幸が事実だったことの一証―

証拠はない、これが、定説になっていた。

ところが、あつた。

まさかと思つたが、徴すべき一証があつた。丹後風土記残欠が残つていた。その中に、皇大神が丹波国においでになつたという事が、ハッキリ書いてある。

丹後風土記は、余社郡の天梯立、浦嶋子、丹波郡の比治里の真井の天女の伝承の逸文があつて古くから知られている。ところが、総首と加佐郡の部とからなる残欠の存在は、余り知られていない。私も、恥しながら最近まで知らなかつた。(伊田半次氏からコピーを頂戴して、これを見る機を得た。)

大正十五年、これを刊行した永浜宇平氏の跋文によると、和銅六年に濫觸し、平安朝の延長五年に勘進した、その残欠が白川家に残つていて、長享年中、籠神社の社僧、大聖院智海が臨写したものだという。

安政三年に六人部是香が「校正古丹後風土記全」を書き、昭和二年に永浜氏がこれを上梓している。是香は、「丹後風土記訂正総括」を書いて、いろいろな面から考えて、この風土記は、神龜天平の撰ではないかと推定している。

丹後風土記が、何時出来たか、これは難しい問題である。

浦嶋の話は、日本書紀の雄略二十二年の条に記されて居り、風土記逸文には、旧宰伊領部馬養連の書いたものがあったと書いてあるから、古い文書によつた部分も、新しく撰集した部分もあるのであらう。

中には、ハッキリ、アトから加えたと思われる文章もあるように思うし、田造郷の矢原山の記事の中の、真名井原匏宮に関する記事などは、海部毅定氏によると、註であつた。これは、原註だつたとは考えられない。余程、後に加註したものだと見てもよいと思う。

随分、原典批判の難しい書物である。偽書説もある。六人部是香の説を丸呑みにする訳にはゆかぬが、余り降らない時代の文が残っている事は間ちがいないと思う。その風土記に、皇大神の丹波迁幸の証拠が出て来たという事は、神宮創建史を改めて研究し直すべしと叫ぶだけの価値があるらう。丹波迁幸の確率を高める一証である。

丹後風土記残欠は、稀観の本で、全文を見る機会は少ない。それに、この研究には、いろいろな意味で必要であるから、先ず、「校正古丹後風土記」の全文を紹介して置きたい。

そもそも、この残欠は、虫食も多く、読下らない所が多い。是香の苦心により、何とか読めるようになった。

### 校正古丹後風土記

播磨古風  
土記云昔

### 丹後風土記

大女命之  
子火明命  
云々神代  
記云天忍  
穗根尊娶  
高皇產靈  
尊子梯幡  
千々姬女  
萬播姬命  
而生子天  
火明命云  
々其天火  
明命厄天  
香山命八  
隣ニ丹波國ニ北接レ海ニ  
是尾張連  
等遠祖  
也。

當国者往昔天火明神等降臨之地也、蓋丹後国者本与ニ丹波國ニ合為ニ一國ニ于時日本根子天津御代豊国成姫天皇御宇詔割ニ丹波國五郡置ニ丹後國ニ也、以ニ所号ニ丹波國ニ往昔豊宇氣大神天ニ降于当國之伊去奈子嶽ニ坐之時天

道日命等請ニ求大神五穀及桑蠶等之種ニ矣、便於ニ其嶽ニ堀ニ真名井ニ灌ニ其水ニ以定ニ水田陸田ニ而悉植焉、

則秋垂則穎八握莫々然甚快也、大神見レ之大歎喜、詔ニ阿那邇志田植弥豆之田庭ニ矣、然後復大神者登ニ

于高天原ニ焉故云ニ田庭ニ也、丹波、且波、但波、以上其文字皆以訓多爾波

國之大体首離尾レ坎東西一百一拾四里二百三拾步、南北七拾弍里一百拾步、東隣ニ若狭國ニ西隣ニ但馬國ニ南

國中所在之山川野海其所産之禽獸草木魚龜等不レ得ニ悉記レ之、但其一二記于每郡之条下ニ矣

續紀和銅  
六年四月  
乙未割丹  
波國五郡  
置丹後  
與謝郡  
本字匏

丹波郡 本字田庭  
竹野郡 今依前用  
熊野郡 今依前用



伊加里姫社

笠水社

笑原社

伊吹戸社

十二月栗社

石崎坐三輪社

凡海坐息津島社

凡海坐息津島瀬坐目子社

大川社

五蔵社

布留社

伽佐郡

伽佐郡者旧曰笠郡也、字訓曰ニ字氣乃己保利ニ所ニ以其称ニ字氣、往昔豊字氣大神留ニ坐于田造郷笑原山ニ而人。

○民等受ニ其恩頼ニ故曰ニ字氣也、笠ニ訓ニ伽佐ニ仍今也、認曰ニ伽佐己乃保利也。

志楽郷

○本字領知

元書頭註  
日一本日  
尾張有笠  
狭間訓云  
字氣波邪  
摩訓笠讀  
氣者是其  
證歟後世  
用桶字者  
誤也。

所三以号ニ志楽者往昔少彦名命大穴持命当巡覽所レ治ニ天下ニ一時上而巡ニ行於此国ニ畢、更到ニ坐于高志国ニ之時  
召三天火明神ニ詔、汝命者可レ領ニ知此国ニ天火明神大歡喜、乃曰ニ永国乎青雲乃志良久国ニ矣、故云ニ志楽一也

船戸社

伊知布西社

麻良多社

水戸社

奈具社

神前社

氣比社

劍比社

阿良須社

拾老坐在ニ神祇官一

青葉山

青葉山者一山而有東西二峯二名神在焉共号青葉神其東而所祭神者若狹彦神若狹姬神二座也其西而所祭神者笠津彦神笠津姬神二座也是若狹國与丹後國之分堺而笠津彦神笠津姬神者丹波國造海部直等祖神也時二峯同多松柏一至于秋不変色

甲岩

甲岩者古老伝曰当于御間城入彦五十瓊殖天皇御代当田國青葉山中在下土蜘蛛陸耳御笠者而無狀賊人民故日子坐王奉勅來而伐之則到丹後國与若狹國之境甲冑鳴動以顯光耀如燃有巖石形貌甚似全甲因名之將軍之甲岩也亦其地号鳴生矣

河辺坐三宅神社 巳下三行虫食

御田口祠

矢野玄道  
云天孫本  
紀謂倭得  
玉彥命蓋  
此人耶其  
姊為瑞籬  
宮皇妃則  
与下文所  
云同日子  
坐王襲賊  
符

御田口祠者往昔天照大神分靈子豐宇氣大神猶照臨于國土丹波國造日本得魂命等便以地口之御田奉更建校倉二藏其穀実也故名阿勢久良奠其倉以称御田口祠

二石崎

二石崎者古老伝曰当于往昔平治天下之時大已貴命与少彥名命於此地而二神相議坐把白黒之鉄砂便白二天火明神而詔之曰此石是吾今靈也汝命宜奉祭于此地也若雖波浪為鴻荒安穩邦同上焉天火明命隨詔崇其靈石一則左右自分黒白有二神驗到于今世不変也故名二石崎也後世土俗言瀬崎一者誤矣

明命隨詔崇其靈石一則左右自分黒白有二神驗到于今世不変也故名二石崎也後世土俗言瀬崎一者誤矣

枯木浦 本字彼来

枯木浦者往昔少彦名神大已貴大神斯二柱神当于国造坐之時一欲令下海路順次所<sub>△</sub>在<sub>△</sub>之清島<sub>△</sub>集<sub>△</sub>上<sub>△</sub>合<sub>△</sub>之便登<sub>△</sub>于笠松山之嶺<sub>△</sub>而限<sub>△</sub>息号呼<sub>△</sub>以曰<sub>△</sub>彼彼来<sub>△</sub>来<sub>△</sub>一則四嶼<sub>△</sub>自来<sub>△</sub>列<sub>△</sub>故曰<sub>△</sub>彼来<sub>△</sub>也

春部 村 已下一行虫食

大倉木社祭神国造 已下一行虫食

高梯 郷 本字高梯

傳按他郷 所<sub>△</sub>以号<sub>△</sub>高梯<sub>△</sub>者<sub>△</sub>天香語山<sub>△</sub>命<sub>△</sub>于<sub>△</sub>倉部山<sub>△</sub>尾<sub>△</sub>上<sub>△</sub>創<sub>△</sub>榮神庫<sub>△</sub>以<sub>△</sub>収<sub>△</sub>藏<sub>△</sub>種<sub>△</sub>種<sub>△</sub>神<sub>△</sub>宝<sub>△</sub>設<sub>△</sub>長<sub>△</sub>梯<sub>△</sub>而<sub>△</sub>為<sub>△</sub>到<sub>△</sub>其<sub>△</sub>庫<sub>△</sub>料<sub>△</sub>上<sub>△</sub>故<sub>△</sub>云<sub>△</sub>三

レハ仕丁 高梯<sub>△</sub>今<sub>△</sub>猶<sub>△</sub>峯<sub>△</sub>頭<sub>△</sub>有<sub>△</sub>二<sub>△</sub>神<sub>△</sub>祠<sub>△</sub>一<sub>△</sub>稱<sub>△</sub>天<sub>△</sub>藏<sub>△</sub>祭<sub>△</sub>天<sub>△</sub>香<sub>△</sub>語<sub>△</sub>山<sub>△</sub>命<sub>△</sub>亦<sub>△</sub>其<sub>△</sub>山<sub>△</sub>口<sub>△</sub>有<sub>△</sub>祠<sub>△</sub>稱<sub>△</sub>祖<sub>△</sub>母<sub>△</sub>祠<sub>△</sub>天<sub>△</sub>道<sub>△</sub>日<sub>△</sub>女<sub>△</sub>命<sub>△</sub>老<sub>△</sub>来<sub>△</sub>居<sub>△</sub>于<sub>△</sub>此

里本字与 地<sub>△</sub>統<sub>△</sub>麻<sub>△</sub>養<sub>△</sub>蚕<sub>△</sub>教<sub>△</sub>人<sub>△</sub>民<sub>△</sub>製<sub>△</sub>衣<sub>△</sub>道<sub>△</sub>故<sub>△</sub>云<sub>△</sub>山<sub>△</sub>口<sub>△</sub>坐<sub>△</sub>御<sub>△</sub>衣<sub>△</sub>知<sub>△</sub>祖<sub>△</sub>母<sub>△</sub>祠<sub>△</sub>也

ニカクア 与保呂乃里 本字仕丁

此ノ里ニ 所<sub>△</sub>以<sub>△</sub>号<sub>△</sub>与<sub>△</sub>保<sub>△</sub>呂<sub>△</sub>者<sub>△</sub>古<sub>△</sub>老<sub>△</sub>伝<sub>△</sub>曰<sub>△</sub>往<sub>△</sub>昔<sub>△</sub>依<sub>△</sub>于<sub>△</sub>豐<sub>△</sub>宇<sub>△</sub>氣<sub>△</sub>大<sub>△</sub>神<sub>△</sub>之<sub>△</sub>神<sub>△</sub>勅<sub>△</sub>於<sub>△</sub>此<sub>△</sub>地<sub>△</sub>神<sub>△</sub>人<sub>△</sub>仕<sub>△</sub>丁<sub>△</sub>等<sub>△</sub>被<sub>△</sub>置<sub>△</sub>之<sub>△</sub>故<sub>△</sub>云<sub>△</sub>与<sub>△</sub>保<sub>△</sub>呂<sub>△</sub>矣<sub>△</sub>日<sub>△</sub>尾

局リテカ 社<sub>△</sub>祭<sub>△</sub>神<sub>△</sub>天<sub>△</sub>日<sub>△</sub>尾<sub>△</sub>神<sub>△</sub>国<sub>△</sub>日<sub>△</sub>尾<sub>△</sub>神<sub>△</sub>天<sub>△</sub>月<sub>△</sub>尾<sub>△</sub>神<sub>△</sub>国<sub>△</sub>月<sub>△</sub>尾<sub>△</sub>神<sub>△</sub>四<sub>△</sub>座<sub>△</sub>祭<sub>△</sub>由<sub>△</sub>以下<sub>△</sub>虫<sub>△</sub>食

名ハ彼ニ 庫 梯 山 倉部山別称也

時ノ好学 倉梯川水源 已下虫食

レト里ノ 名ニハ及 長谷山墓大倉木 已下虫食

ナルベシ 弥加宜社者往昔丹波道主王之祭給所也 以下一行虫食 杜中有靈水二世号杜清水

按和名抄 大内 郷

記丹波国 所<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>称<sup>ス</sup>大内<sup>ニ</sup> 往<sup>リ</sup>昔<sup>ノ</sup>穴穗<sup>ノ</sup>天皇<sup>ノ</sup>御宇<sup>ニ</sup>市辺<sup>ノ</sup>王子<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>德計<sup>ノ</sup>王<sup>ノ</sup>与<sup>テ</sup>弘計<sup>ノ</sup>王<sup>ノ</sup>来<sup>リ</sup>此<sup>ノ</sup>国<sup>ニ</sup> 丹波<sup>ノ</sup>国<sup>ノ</sup>造<sup>ノ</sup>稻種<sup>ノ</sup>命<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>潜<sup>レ</sup>作<sup>リ</sup>安宮<sup>ニ</sup> 以<sup>テ</sup>奉<sup>ル</sup>仕<sup>ス</sup>加<sup>シ</sup>佐<sup>シ</sup>郡<sup>ノ</sup>大<sup>ニ</sup>内<sup>ニ</sup>正<sup>シ</sup>応<sup>シ</sup>元<sup>ノ</sup>年<sup>ノ</sup>内<sup>ニ</sup>進<sup>ル</sup>田<sup>ノ</sup>教<sup>ノ</sup>帳<sup>ノ</sup>当<sup>リ</sup>郡<sup>ノ</sup>大<sup>ニ</sup>内<sup>ニ</sup>庄<sup>ニ</sup> 故<sup>ク</sup>崇<sup>ニ</sup>其<sup>ノ</sup>旧<sup>ノ</sup>地<sup>ニ</sup> 以<sup>テ</sup>号<sup>ス</sup>大内<sup>ニ</sup>也 然<sup>レ</sup>後<sup>ニ</sup>亦<sup>テ</sup>奉<sup>ル</sup>移<sup>リ</sup>于<sup>テ</sup>佐<sup>ノ</sup>郡<sup>ノ</sup>真<sup>ノ</sup>鈴<sup>ノ</sup>宮<sup>ニ</sup> 已<sup>ニ</sup>下<sup>リ</sup>三<sup>ノ</sup>行<sup>ノ</sup>虫<sup>ノ</sup>食<sup>ニ</sup> 高<sup>ク</sup>田<sup>ノ</sup>社<sup>ノ</sup>者<sup>ノ</sup>祭<sup>ル</sup>神<sup>ノ</sup>建<sup>ル</sup>田<sup>ノ</sup>勢<sup>ノ</sup>命<sup>ノ</sup>也 是<sup>レ</sup>丹<sup>ノ</sup> 以下<sup>ニ</sup>二<sup>ノ</sup>行<sup>ノ</sup>虫<sup>ノ</sup>食<sup>ニ</sup>

爾保崎

按<sup>ル</sup>旧<sup>ノ</sup>事<sup>ノ</sup>記<sup>ス</sup> 建<sup>ル</sup>田<sup>ノ</sup>脊<sup>ノ</sup>命<sup>ノ</sup> 丹<sup>ノ</sup>波<sup>ノ</sup>国<sup>ノ</sup>造<sup>ノ</sup> 等<sup>ノ</sup>祖<sup>ニ</sup> 所<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>称<sup>ス</sup>爾<sup>ノ</sup>保<sup>ニ</sup> 往<sup>リ</sup>昔<sup>ノ</sup>日<sup>ノ</sup>子<sup>ノ</sup>坐<sup>リ</sup>王<sup>ノ</sup>奉<sup>ル</sup>勅<sup>シ</sup>逐<sup>ル</sup>土<sup>ノ</sup>蜘蛛<sup>ノ</sup>之<sup>レ</sup>時<sup>ニ</sup>其<sup>ノ</sup>所<sup>ニ</sup>採<sup>リ</sup>持<sup>ル</sup>之<sup>レ</sup>禊<sup>ノ</sup>劍<sup>ノ</sup>觸<sup>ル</sup>于<sup>テ</sup>湖<sup>ノ</sup>水<sup>ニ</sup> 以<sup>テ</sup>出<sup>ル</sup>鍊<sup>ノ</sup>精<sup>ニ</sup>則<sup>チ</sup>鷺<sup>ノ</sup>鴻<sup>ノ</sup>忽<sup>チ</sup>雙<sup>チ</sup>飛<sup>リ</sup>来<sup>リ</sup>而<sup>シ</sup>為<sup>ス</sup>其<sup>ノ</sup>劍<sup>ニ</sup>被<sup>レ</sup>貫<sup>キ</sup>徹<sup>シ</sup>死<sup>ス</sup> 依<sup>テ</sup>之<sup>レ</sup>鍊<sup>ノ</sup>精<sup>ノ</sup>消<sup>シ</sup>却<sup>シ</sup>以<sup>テ</sup>復<sup>ス</sup>于<sup>テ</sup>故<sup>ノ</sup>号<sup>ニ</sup> 其<sup>ノ</sup>地<sup>ニ</sup>曰<sup>フ</sup>爾<sup>ノ</sup>保<sup>一</sup>也

垂<sup>ル</sup>仁<sup>ノ</sup>紀<sup>ノ</sup>三<sup>ノ</sup>十九<sup>ノ</sup>年<sup>ノ</sup>五<sup>ノ</sup>十<sup>ノ</sup>瓊<sup>ノ</sup>敷<sup>ノ</sup>命<sup>ノ</sup> 居<sup>ル</sup>於<sup>テ</sup>茅<sup>ノ</sup>渚<sup>ニ</sup> 菟<sup>ノ</sup>砥<sup>ノ</sup>川<sup>ノ</sup>上<sup>ニ</sup> 宮<sup>ノ</sup>作<sup>ル</sup>劍<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>千<sup>ノ</sup>口<sup>ノ</sup>因<sup>リ</sup>名<sup>ス</sup> 其<sup>ノ</sup>劍<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>奉<sup>ル</sup>大<sup>ニ</sup>神<sup>ニ</sup> 至<sup>リ</sup>今<sup>ノ</sup>其<sup>ノ</sup>例<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>差<sup>ス</sup> 蓋<sup>シ</sup>是<sup>レ</sup>神<sup>ノ</sup>驗<sup>ノ</sup>之<sup>レ</sup>奇<sup>ノ</sup>乎

田造郷

其<sup>ノ</sup>劍<sup>ノ</sup>謂<sup>ル</sup>川<sup>ノ</sup>上<sup>ニ</sup>部<sup>ノ</sup>亦<sup>レ</sup>名<sup>ス</sup>曰<sup>フ</sup>裸<sup>ノ</sup>伴<sup>一</sup> 此<sup>レ</sup>云<sup>フ</sup>阿<sup>ノ</sup>伴<sup>一</sup> 簡<sup>ノ</sup>潘<sup>ノ</sup>邨<sup>ノ</sup>我<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>母<sup>ニ</sup> 所<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>号<sup>ス</sup>田<sup>ノ</sup>造<sup>一</sup> 一<sup>ノ</sup>者<sup>ノ</sup>往<sup>リ</sup>昔<sup>ノ</sup>天<sup>ノ</sup>上<sup>ニ</sup>降<sup>ル</sup>臨<sup>ス</sup>之<sup>レ</sup>時<sup>ニ</sup>豐<sup>ノ</sup>宇<sup>ノ</sup>氣<sup>ノ</sup>大<sup>ニ</sup>神<sup>ノ</sup>大<sup>ニ</sup>神<sup>ノ</sup>教<sup>ノ</sup>三<sup>ニ</sup>而<sup>シ</sup>天<sup>ノ</sup>香<sup>ノ</sup>語<sup>ノ</sup>山<sup>ノ</sup>命<sup>ノ</sup>与<sup>テ</sup>天<sup>ノ</sup>村<sup>ノ</sup>雲<sup>ノ</sup>命<sup>ノ</sup> 天<sup>ニ</sup>降<sup>ル</sup>于<sup>テ</sup>当<sup>ノ</sup>国<sup>ノ</sup>之<sup>レ</sup>伊<sup>ノ</sup>去<sup>ノ</sup>奈<sup>ノ</sup>子<sup>ノ</sup> 嶽<sup>ノ</sup>天<sup>ノ</sup>香<sup>ノ</sup>語<sup>ノ</sup>山<sup>ノ</sup>命<sup>ノ</sup>与<sup>テ</sup>天<sup>ノ</sup>道<sup>ノ</sup>姫<sup>ノ</sup>命<sup>ノ</sup> 共<sup>ニ</sup>祭<sup>ル</sup>大<sup>ニ</sup>神<sup>ニ</sup> 及<sup>チ</sup>欲<sup>ス</sup>新<sup>ノ</sup>嘗<sup>ニ</sup>一<sup>ノ</sup>井<sup>ノ</sup>木<sup>ノ</sup>忽<sup>チ</sup>變<sup>リ</sup>而<sup>シ</sup>不<sup>レ</sup>能<sup>ク</sup>炊<sup>ク</sup>神<sup>ノ</sup>饌<sup>一</sup> 故<sup>ク</sup>云<sup>フ</sup>泥<sup>ノ</sup>真<sup>ノ</sup>名<sup>ノ</sup>井<sup>一</sup> 於<sup>テ</sup>是<sup>レ</sup>天<sup>ノ</sup>道<sup>ノ</sup> 姫<sup>ノ</sup>命<sup>ノ</sup>拔<sup>リ</sup>羣<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>占<sup>ス</sup>大<sup>ニ</sup>神<sup>ニ</sup> 心<sup>ニ</sup>一<sup>ノ</sup>故<sup>ク</sup>名<sup>ス</sup>云<sup>フ</sup>羣<sup>ノ</sup>占<sup>ノ</sup>山<sup>一</sup>也 爾<sup>ノ</sup>天<sup>ノ</sup>道<sup>ノ</sup>姫<sup>ノ</sup>命<sup>ノ</sup>授<sup>ケ</sup>下<sup>リ</sup>以<sup>テ</sup>弓<sup>ノ</sup>矢<sup>ノ</sup> 天<sup>ノ</sup>香<sup>ノ</sup>語<sup>ノ</sup>山<sup>ノ</sup>命<sup>ノ</sup>而<sup>シ</sup>詔<sup>ス</sup>汝<sup>ノ</sup>可<sup>ク</sup>發<sup>ス</sup>三<sup>ニ</sup>其<sup>ノ</sup>矢<sup>ノ</sup> 矢<sup>ノ</sup>留<sup>ル</sup>之<sup>レ</sup>處<sup>ニ</sup>必<sup>ズ</sup>清<sup>ク</sup>地<sup>ニ</sup>矣 命<sup>ノ</sup>詔<sup>シ</sup>而<sup>シ</sup>發<sup>ス</sup>其<sup>ノ</sup>矢<sup>ノ</sup> 則<sup>チ</sup>到<sup>リ</sup>于<sup>テ</sup>当<sup>ノ</sup>国<sup>ノ</sup>之<sup>レ</sup>矢<sup>ノ</sup>原<sup>ノ</sup>山<sup>一</sup> 即<sup>チ</sup>時<sup>ニ</sup>生<sup>ル</sup>根<sup>ノ</sup>枝<sup>ノ</sup>葉<sup>ノ</sup>青<sup>ク</sup>々<sup>ニ</sup> 故<sup>ク</sup>其<sup>ノ</sup>地<sup>ノ</sup>名<sup>ス</sup>云<sup>フ</sup>矢<sup>ノ</sup>原<sup>一</sup> 則<sup>チ</sup>于<sup>テ</sup>其<sup>ノ</sup>地<sup>ニ</sup>建<sup>ル</sup>神<sup>ノ</sup>籬<sup>一</sup> 以<sup>テ</sup>遷<sup>シ</sup>祭<sup>ル</sup>大<sup>ニ</sup>神<sup>ニ</sup> 而<sup>シ</sup>始<sup>メ</sup>定<sup>ム</sup> 墾<sup>ル</sup>田<sup>ニ</sup>当<sup>リ</sup>異<sup>ノ</sup>方<sup>ノ</sup>三<sup>ノ</sup>里<sup>ノ</sup>計<sup>ニ</sup>湧<sup>ル</sup>出<sup>ル</sup>靈<sup>ノ</sup>泉<sup>一</sup> 故<sup>ク</sup>天<sup>ノ</sup>村<sup>ノ</sup>雲<sup>ノ</sup>命<sup>ノ</sup>灌<sup>ス</sup>其<sup>ノ</sup>泉<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>泥<sup>ノ</sup>真<sup>ノ</sup>名<sup>ノ</sup>井<sup>ノ</sup>之<sup>レ</sup>荒<sup>ク</sup>水<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>和<sup>ス</sup> 故<sup>ク</sup>其<sup>ノ</sup>井<sup>ノ</sup>名<sup>ス</sup>称<sup>ス</sup>真<sup>ノ</sup>名<sup>ノ</sup>井<sup>一</sup> 亦<sup>レ</sup>傍<sup>ニ</sup>生<sup>ル</sup>三<sup>ノ</sup>天<sup>ノ</sup>吉<sup>ノ</sup>葛<sup>一</sup> 以<sup>テ</sup>其<sup>ノ</sup>匏<sup>ノ</sup>盛<sup>ル</sup>真<sup>ノ</sup>名<sup>ノ</sup>井<sup>ノ</sup>水<sup>ニ</sup> 進<sup>ル</sup>之<sup>レ</sup>調<sup>ス</sup>度<sup>ノ</sup>神<sup>ノ</sup>饌<sup>一</sup> 長<sup>ク</sup>奉<sup>ル</sup>大<sup>ニ</sup>神<sup>ニ</sup> 故<sup>ク</sup>称<sup>ス</sup>真<sup>ノ</sup>名<sup>ノ</sup>井<sup>一</sup>

矢原訓 屋布



内宮儀式  
葭原社云々  
伊加利  
比女

井原匏宮也、於是春秋耕田施稻種遍于四方人民豐故名其地云田造也筮水美都介一名真名井在二白雲山之北郊而潔清如二麗鏡蓋是当于豐字氣大神降臨之時所湧出之靈泉也其深也三尺計其廻也老百廿二步炎旱不乾霖雨亦不溢四時不見增減其味也如甘露以万病發主治之麗機焉有二祠一東西伊加里姬命或称二豐水富神矣、西者筮水神即筮水彥命筮水姬命之二神此則海部直等之所齋祖神也

播磨風土  
記豐富命  
亦云豐穗

凡海郷

凡海郷者往昔此田造郷万代浜四十三里去二口口三拾五里二步四面皆海老島也其所以称凡海者古老和名抄凡海於布之安万

姓氏録云  
凡海連海  
神綿積命  
男穗高見  
々命之後也

故云凡海矣爾去大宝元年三月己亥地震三日不巳此郷一夜為蒼海纒郷中之高山二峯与立神岩出海上今号云常世島亦俗称男島女島每島有神祠所祭者天火明神与目子郎女神也是海部直竝凡海連等所三以齋祖神也

志託郷 本字荒蕪

所以称志託者往昔日子坐王以官軍將攻伐陸耳御筮之時自青葉山逐隨而到此地則陸耳忽入二稻梁中而潛匿也王子忽進馬入其稻梁之中而將殺則陸耳忽起雲走飛遁空中向西南而去於是王子甚侵二稻梁而為二荒蕪矣故名其地云荒蕪也今云志多加者誤矣

有郷 本字蟻道

正応田数  
帳有道郷

所以号有道者往昔天火明命飢于此地之時隨往乎求食所以連行蟻則見土神在二穴巢國一天火明命請食土神而土神喜以奉饗種種盛饌故天火明命賞土神且詔曰爾後汝須以二蟻道彥大

食持命<sup>ケモテツミコト</sup>為<sup>ナ</sup>稱焉<sup>ト</sup>、故曰蟻道也<sup>アリ</sup>、亦有<sup>リ</sup>神祠<sup>ニ</sup>云<sup>フ</sup>蟻巢<sup>ニ</sup>今云<sup>フ</sup>阿良須<sup>ニ</sup>者訛矣<sup>リ</sup>。

川守郷

所以称<sup>ケル</sup>川守<sup>ト</sup>者<sup>ニ</sup>往<sup>リ</sup>昔日<sup>ノ</sup>日子坐<sup>ノ</sup>王<sup>ヲ</sup>逐<sup>ヒ</sup>ニ土蜘蛛<sup>ノ</sup>陸耳<sup>ノ</sup>匹女<sup>ノ</sup>等<sup>ニ</sup>而到<sup>リ</sup>于<sup>テ</sup>蟻道<sup>ノ</sup>郷<sup>ノ</sup>之<sup>レ</sup>血原<sup>ニ</sup>先<sup>ヅ</sup>殺<sup>シ</sup>ニ土蜘蛛<sup>ノ</sup>匹女<sup>ノ</sup>也<sup>ナリ</sup>故云<sup>フ</sup>其地<sup>ヲ</sup>血原<sup>ト</sup>于<sup>テ</sup>時<sup>ニ</sup>陸耳<sup>ノ</sup>欲<sup>ク</sup>降<sup>ル</sup>出<sup>テ</sup>之<sup>レ</sup>時<sup>ニ</sup>日本<sup>ヲ</sup>得<sup>テ</sup>玉命<sup>ヲ</sup>亦<sup>モ</sup>自<sup>ラ</sup>下<sup>リ</sup>流<sup>ニ</sup>逐<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>將<sup>レ</sup>迫<sup>ル</sup>陸耳<sup>ノ</sup>急<sup>ク</sup>越<sup>テ</sup>川<sup>ヲ</sup>而遁<sup>ル</sup>則<sup>チ</sup>官軍<sup>ノ</sup>列<sup>レ</sup>楯<sup>ヲ</sup>守<sup>リ</sup>川<sup>ヲ</sup>發<sup>シ</sup>矢<sup>ヲ</sup>如<sup>ク</sup>蝗<sup>ノ</sup>飛<sup>ビ</sup>陸耳<sup>ノ</sup>之<sup>レ</sup>党<sup>ヲ</sup>中<sup>ニ</sup>矢<sup>ヲ</sup>多<sup>ク</sup>死<sup>シ</sup>流<sup>ル</sup>而<sup>テ</sup>去<sup>リ</sup>故号<sup>ス</sup>其地<sup>ヲ</sup>川守<sup>ト</sup>也<sup>ナリ</sup>亦名<sup>ク</sup>官軍<sup>ノ</sup>所<sup>レ</sup>屯<sup>ル</sup>之地<sup>ヲ</sup>于<sup>テ</sup>今云<sup>フ</sup>川守<sup>ト</sup>楯原<sup>ト</sup>也<sup>ナリ</sup>其時<sup>ニ</sup>舟<sup>ヲ</sup>一艘<sup>ヲ</sup>忽然<sup>ニ</sup>降<sup>リ</sup>其川<sup>上</sup>以<sup>テ</sup>驅<sup>テ</sup>逐<sup>ヒ</sup>ニ土蜘蛛<sup>ヲ</sup>遂<sup>ニ</sup>到<sup>リ</sup>于<sup>テ</sup>由良港<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>知<sup>リ</sup>ニ土蜘蛛<sup>ノ</sup>所<sup>ヲ</sup>往<sup>ク</sup>矣<sup>ナリ</sup>於是<sup>ニ</sup>日子坐<sup>ノ</sup>王<sup>ヲ</sup>立<sup>テ</sup>于<sup>テ</sup>陸地<sup>ニ</sup>拾<sup>テ</sup>礫石<sup>ヲ</sup>占<sup>リ</sup>以<sup>テ</sup>覺<sup>シ</sup>知<sup>リ</sup>陸耳<sup>ノ</sup>之<sup>レ</sup>登<sup>リ</sup>于<sup>テ</sup>与<sup>テ</sup>佐<sup>ノ</sup>大山<sup>ニ</sup>因<sup>テ</sup>号<sup>ス</sup>其地<sup>ヲ</sup>云<sup>フ</sup>石占<sup>ト</sup>亦祀<sup>リ</sup>其舟<sup>ヲ</sup>于<sup>テ</sup>楯原<sup>ニ</sup>名称<sup>ス</sup>二舟戸<sup>ト</sup>神<sup>ト</sup>矣<sup>ナリ</sup>。

大雲川 已下虫食八行

神前 已下虫食二行

奈具 已下虫食

奈豆 已下虫食

右風土記殘 丹後国伽佐郡余卷

資益王家之藏本積年懇望漸今年一覽不日頓臨写之畢

長享二戊申九月十日

大聖院権大僧都真言大阿闍梨 智海法印 在判

右一卷雖落丁多錯簡不少一宮本与大内武波氏本以校合畢

篤按此奈具社ハ神名式当郡ナル奈具ノ社ニテ元々集等ニ出タル故事アル奈具ニハアラス、彼ノ故事アリシハ丹波郡ナリ当郡ナルハ雄略ノ御代マデ彼ハ少女ノ仕奉リシ員ノ中ナレハ彼奈具社ヲ招奠リツル社ナルヘシ。

慶長十三戊申三月八日

沙 弥 素 然 在判

右一卷者中院前権中納言通勝卿真筆之写本上加茂神主松下氏珍蔵所請懇写之畢

宝永六己丑年十一月吉辰

宮内大輔 菅原長近在判

安政二乙卯八月晦日書写一校了

連 胤

懇請於中臣連胤朝臣之蔵本騰写之蓋此書雖為僅々一少殘闕頗有正実之旧辞存実可謂国家宝典耳故校計補正以

伝後昆焉

安政三年八月十日

六人部 是 香 (華押)

◎皇大神が丹波に迁幸し給うたという記事は「御田口祠」という条にある。原文は、次の如くである。原文のままでは何の事かわからない。

御田口祠

御田口祠者往昔天照大神分靈子豊字氣大神猶照臨于○○○○造日本得魂命等便以地口之御田奉更建校倉蔵

其穀実也故名阿勢久良以称御田口祠○○○○

となつてゐる。前の虫食五字を、是香は、次の如く補正した。

御田口祠

御田口祠者往昔天照大神、分靈于豊宇氣大神、猶照臨于国土。丹波国造日本得魂命等、便以地口之御田奉。更建校倉藏其穀実也。故名阿勢久良。奠其倉以称御田口祠。

是香の校正は、見事である。よくぞこれまでと感歎を禁じ得ない。しかし、「分靈子」はおかしい。当然

### 分靈与

に改めなくてはならない。海部毅定氏も、「与」にして居られる。次に、「猶」とあるのに、是香は、

猶照臨于国土。丹波国造……

と訂正している。然し、「国土丹波国」の五字がどうも、しっくりしない。「造」の上は、「国」で、「国造日本得魂命等」であることまでは、勿論問題が無い。然し、「猶」には、動詞がつまかなければならないと思う。私は、「猶」の下に「丹波」と云う名詞をもって来たのが気に入らない。しかも、「丹波」は、あらずもがなである。無くてもしい。

又、是香は「照臨于国土」としたのだが、何の例によってそうしたのか。書紀には、「照臨于天地」の例があり、世記には、「照臨于寓内」という用例がある。これに従うべきである。私は、

猶照臨于天地。雙時。国造日本得魂命等

か、

猶照臨于寓内。雙時。国造日本得魂命等

でなければならぬと思う。「雙」は、「坐」でもよい。いずれであつたかは、勿論、きめ難い。是香の校訂では、文法的に落ち着かない。「猶ほ、寓内を照らしませしゴトク」の次は、「雙びたまひし時」か、「坐しませし時」かでなければおかし。

天照大神分靈。与ニ豊受大神。猶レ照ニ臨<sup>玉ヒシ</sup>于寓<sup>あめのしたう</sup>内<sup>ニ</sup>。雙<sup>坐カ</sup>時。国造日本得魂命等。便以<sup>チテ</sup>地口之御田<sup>ニ</sup>奉<sup>リ</sup>……とあるべき所だと思ふ。

書下ろしにして見ると、

御田口の祠は、往昔。天照大神の分靈、豊受大神と、なお、寓内を照臨<sup>あめのしたうをてらしめまはし</sup>たまひし猶く雙びたまひし時、国造日本得魂命等、便ち地口之御田を以て奉り、更らに校倉を建て、其の穀実を蔵めまつりき、故れ阿勢久良と名づけ、其の倉を奠りて、以て御田口祠と称しき。

となる筈だと思ふ。

やゝ舌足らずの所が残る感はあるが、「昔、天照大神の分靈（八咫鏡）と豊受大神とが、天地を照臨したまひしごとく（一処雙座し）坐しましゝ時に、国造の日本得魂命等……」といふ事になって、天照大神の御神体である八咫鏡が、丹波国に迂幸遊ばされて、天上の儀の如く「一処雙座」して「祭を受けられ」た時、国造の日本得魂命等が地口之御田を奉り……」という意味である事は間違いないと思われる。つまり、五部書の記事とピッタリ吻合する。

分靈と云うのは、一寸変った表現だが、残欠の「二石崎」の条に御神体という意味に使っている。こゝの「分靈」は八咫鏡の意味である事は間違いない。

◎「地口之御田」という語も珍らしい。しかし、「倭姫命世記」に幾つも出て来る語で、「神地神戸」などと云う語と同じように用いている。

◎国造日本得魂命は、尾張氏八世の孫で、是香の頭註に、「矢野玄道云う。天孫本紀に倭得玉彦命と謂うは、蓋し此の人か。其の梯は瑞籠宮の皇妃と為る。則ち下文に云う所と同じく、日子坐王の襲賊に符えり」（原漢文）とある。

嬬というのは誤字で、嬬でなければならぬ。即ち、日本得玉彦命の嬬の大海姫命亦の名は葛城高名姫命が、崇神天皇の皇妃となった。国造日本得玉彦命は、天皇と、そういう關係にあったので、日子坐王くがみみのの陸耳御笠討伐にも協力して、国造となり、皇大神の遷幸を御迎えることともなった。そう考えると、筋も立つ。時代も、ピッタリ合う。文献が無い、証拠が無いといわれたが、丹後国が朝廷に奉った風土記に、こういう記事があるという事になると、鎌倉時代まで降るかも知れないといわれて来た五部書の記事と同じことが、丹後の上代文書の中にも書かれているという事になって、今まで、つくり話かも知れないと考えられたり、どうせ、仮の御遷幸地だ、わかっても、わからなくても、天下の大勢には關係がないと、軽く考えていた人々に、倭姫命世記に書かれている御遷幸地を、もっと、シリアスな態度で研究し直すべきだと、反省を求めると十分な説得力が生まれた。

素晴らしい。皇大神の丹波への御遷幸が高い蓋然性をもつと考えるべき証拠が出て来た。これは、神宮御創建研究史に於ける革命的大発見だと云っても、大げさではあるまい。

◎しかし乍ら、これだけでは、吉佐宮がどこなのかは、まだきまらない。幸いにも、奇蹟が起った。

〔この風土記には、真井原まゐら匏宮はうみやという記事が註記されている。一見、吉佐宮は笑原山であるように即断され易いが、よく読むとちがう。然し、この事は、後に問題とすることにして、私は、私の独自の発想から、吉佐宮を追求して見たい。〕

### 三、吉佐宮日出の奇麻知

与謝と元伊勢（吉佐宮）、伊勢（両宮）を結ぶ秘線

冬至の日に太陽の登る方向

奇蹟の発見

吉佐宮という名は、神道五部書の中に書かれているが、丹波の国のどこであるかを特定する手がかりになるような

文献がない。その為め、真偽を疑う者も少なくなかった。一方、真とする側の人々は、今までの所、殆ど、郡名だけを頼りに、与謝郡内に「但波乃吉佐宮」を求めようとしていた。

与謝郡内に求めようとすると、元伊勢両宮が、加佐郡旧河守上村地内にある為め、郡名が合わないという問題にぶつかった。その上、両宮が、余りに草深い山里にある為め、丹後国の国府が設けられた事があり、宮津の藩公のお膝もとだった府中や、天橋立方面にあったのではないかという想定の方が、説得力があるように思われがちだったようである。

然し、橋立説の方も、印象から出る臆説の域を出なかつた。何もハッキリしたきめ手はなかつた。

与謝郡・加佐郡については、外宮豊受大神社の鎮座地である天田内区内にある常光寺の鐘銘が、与謝郡となつてゐる事から、「郡界に変動があつたという証拠だ、もとは、与謝郡に属していたのだ」ということが、辛うじて実証された。又、「加佐郡が出来たのは、比較的新しいのではないか」と云う説もあつて、間接に、やはり与謝郡だったのかも知れないというほどの考証ができた。然し、その程度では十分な説得力はない。

私は、そう云う類の不毛の考証や論争には、余り興味が無い。

吉佐宮という名は、与謝郡にあるとか、無いとかよりも、与謝の里との關係に於いて考えるべき名だと、全く新しい発想と角度とから、この問題に取組んだ。

与謝里は、今は、与謝郡加悦町に属しているが、無論、もとは独立した一村であつた。こゝも、元伊勢に劣らない草深い山村である。しかも、全域が高地であり、非常に峻嶒で、交通は極めて不便であつた。加悦町誌によると

#### 与謝地区

野田川の水源をなす赤石ヶ嶽、千丈ヶ嶽、鳩ヶ峯と江笠連峰の東南麓からなり、本町の南端に位置する。中央に

与謝峠（三六二・七六メートル）国道一七六号線が北進し、峠部落から段の坂まで急傾斜して耕地が連なり、山河合流点あたりから、やゝゆるやかな傾斜地となる。この国道に沿って带状に集落がつゞき、また、東側には、山河部落、宇豆貴部落がある。

とある。

下宮神社のある字与謝小字北のあたりは、旧与謝村の低い方の部分で、標高七七、八メートルである。

無論、この地方の人で、与謝峠や与謝里を知らない人はいないが、山の中の忘れられたこの村が、古代に於いて重要な土地であつて、与謝郡の地名もこゝに発祥し、吉佐宮という名も、与謝里と、切つても切れない名であると考えた人が、殆どいなかったようである。

私は、与謝郡の名の発祥地が、与謝里である事は明瞭であると考え、吉佐宮は、当然、与謝里と深い関係がある、これは、自明の理だと考えた。

しかし、交通関係から考えると、大江山の東と西になつて居る。元伊勢―与謝をつなぐ本道は、由良川に沿う国道175号線から、下天津で分岐して、176号線となり雲原から、標高三六二メートルもある与謝峠を越えて、グルリと迂回しなければならぬ。どうして、そんなに離れたところにある与謝が当社と結びつくのか、その関係が仲々、わからなかつた。

昔の人は足が強かつた。山道も平地同然に踏み陟つた。よく見れば、雲原から大江町の二俣に出て来る主要地方道山東・大江線も通じて居る。与謝の宇豆貴から入つて大江山と赤石嶽の間に出て、更に鬼岳稲荷に出て、大江町に連絡する間道もある。雲原から天座一区へ出て、一方は、大江山の鬼岳稲荷に登り、一方は北原を経て、内宮に通じている道もある。昔の山の中の間道は、猿のように山の中を歩いた筈である。毛物道を平気で歩いた。我々の今の感覚



でものを考えるのは間違いである。出羽三山の山伏は、一本歯の下駄と金剛杖一本で、空を飛ぶように谷から谷、巖から巖を走りまわるといふ話をきいた。私が、昔、箱根山で会った飛脚は、朝、小田原を発って、沼津で用を足して、夕方には小田原に還ると云っていた。計二十里ほどの里程である。この男は、遙か下の方に見えたかと思うと、忽ち私等に追付いて、一緒に一休みして、一足お先きにと歩き出したかと思つたら、アツと云う間に遙かに上の方を歩いて消えた。天狗とは、こんなものかと思つた。五十年ほど昔の体験である。

恐らく、昔の与謝人は、天狗に近かつたのだろう。そう考えると、間に山があろうが、平地だろうが、大して変りはない筈だ。

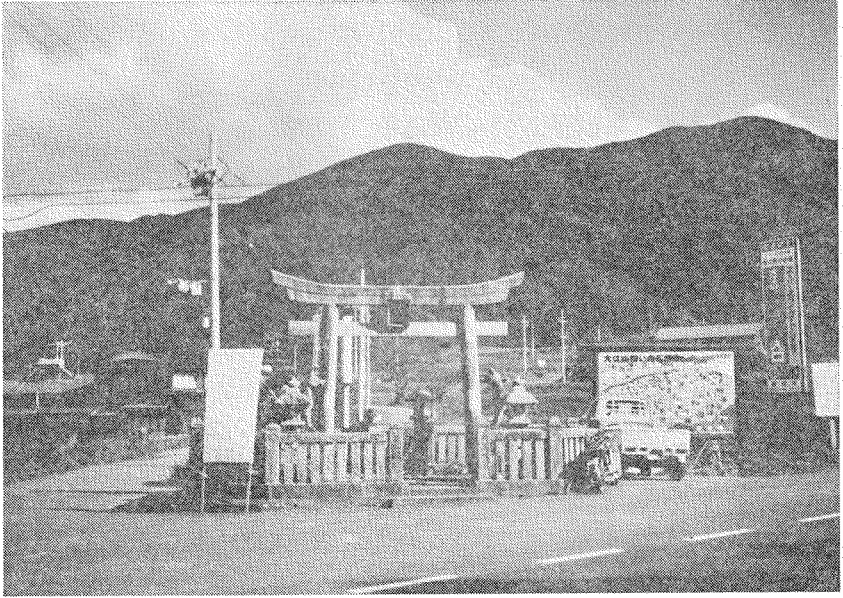
理くつは、そうなるが、感覚がついてゆかない。私は、まわり道をした。氷沼道主という名に注目していたから、比沼という所は広いところだと考え、由良川流域の長大湿原が比沼だと想定していた。そこで、与佐之小見比沼之魚井原を研究すれば、吉佐宮の事もわかるだろうと、いろ／＼考えていた。この着想が間違っていたとは思わないが、この線からは、きめ手がつかめなかつた。苦しんでいたというのが、いつわらざる所である。

奇蹟が起つた。

昭和五十九年五月五日、私は、はじめて、兼務宮司として、大江山の鬼岳稲荷神社の例祭を奉仕した。

その年は大雪で、本殿の御屋根の裏側がズレてしまい、拝殿の軒が大破した。極端な過疎化で消極的になっている地元民は、お祭をやめると弱音を吐いた。私は、叱咤して、祭典を強行させた。

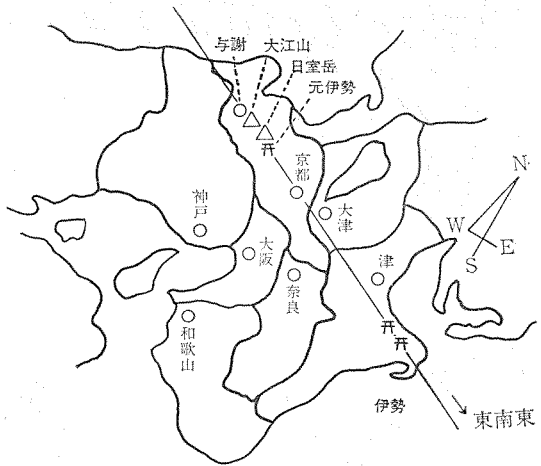
祭儀が終つて、社務所に戻つて、装束を脱いで、遙かに眼下を見ると、元伊勢の日室岳が見える。無論、その向うは、皇大神社の宮山である。それを、ボンヤリ見ていると、妙な事に、その方向に、伊勢神宮があり、途中で京都があるような気がした。



不思議な直線・冬至の太陽がのぼる与謝の里にて

まさかと思つたが、念のため、地図を開いて、定規を当てて見ると、何と、ピッタリ、西北から東南に向う一直線上に、日室岳、天岩戸、元伊勢内宮、伊勢内宮が並んでいる。

更によく調べて見ると、大江山の千丈ヶ岳（最高峯、八三三米）と、加悦町の与謝地区の、しかも、国道176号



中央、尖った山が大江山千丈ヶ岳。その上に、冬至の日に太陽が上る。右手の山が赤石岳。鳥居は国道176号線から、宇豆貴・山川を経て、大江山に登る間道入口。元伊勢は、千丈ヶ岳の向うにある。遙かに伊勢に通ずる。

線から山川部落道（大江山・赤石ヶ岳の接続部に通ずる）に入る入口に建てられた石鳥居のある所が同一線上に位置している。西北↙東南と想ったのは、正確ではなかった。西北西↕東南東と、やゝ東西に近い。文章より、地図で見てもらった方がわかり易い。

私は、物も云えないほど驚いた。別に、神憑りした訳でもない。変異が起った訳でもない。ごく平静な気持で、何気なく山下を見おろしただけだった。然し、場所が場所で、折が折だった。しかも、ヒョイと心に浮んだ。それが、どうやら大変な事だった。

私は、勝手に、これを、奇蹟の発見とよぶことにした。

この線が、何を意味しているのか、はじめはわからなかった。霊能者なら、何かわかるかと、来社する霊能者に、片端から、伺って見てくれと頼んだが、はかばかしい答が得られない。

私は、前から、多少、世の中には、こういう神秘的な配置があると云う事には気付いていたが、周囲に余り研究している者がいなかった。そういう事を書いた書物や論文も見えていない。予備知識に不足していた。

最近、古代人が、冬至の日に太陽の登る方向を神秘視して崇拜していたという事に注意し、研究している人がいるそうである。

なるほど、尤もな話である。与謝から見ると、ピッタリ、元伊勢・伊勢がその方向にあるのだ。

太陽は、夏と冬とでは通り道がちがう。夏は日が長くて、冬は短かい。一番長いのが夏至で、一番短かいのが冬至である。冬至は、一日一日と日が短かくなって、短かい極点に達する日である。この日を境に、また、少しづゝ日が長くなる。暖かさがもどって来る。太陽の復活現象の起る日だ。日が、東から南へ移って、東南東から登る。自然に依存し、太陽の恵みに生活をかけていた古代人は、この日の太陽を神秘視し、この日の太陽の登る方角を神聖視し

た。当然である。従って、そういう信仰から生まれた行事なり、方法なり、施設なり、崇拜対象なりが、そこいら中にあっただらう。想像にかたくない。

与謝と、吉佐宮の関係を、それだと気付けば、何のことはない。これは、古代人の太陽崇拜の上の必然性から生じたのだとすぐわかる。信仰的に、動かしようのない、絶対的な方位的關係にある。

与謝の里人から見ると、冬至の日に、太陽が上るのが大江山の千丈ヶ岳で、その方向を延長してゆくと、神秘で、気高い日室岳がある。日室岳の深い深い幽谷に、清い清い水の流れる天岩戸があって、昼なお暗く静まりかえって居る。谷をへだてたその向山に、巨大な椎や榎を主木とし、杉や樅の巨木が密生し、形容も出来ない神秘を宿した、元伊勢内宮皇大神社の宮山の神奈備の森がある。

こんな所は、作ろうとしても作れない。掘ったからと湧いて出るものでもない。それこそ、開闢以来、そこにあった。吉佐宮が建てられる前から、そこが、日の神の神域ときまっていた。たまたま、皇大神が、丹波国に遷幸されて、さて、どこに祭るべきかとなれば、一も二もない。こゝが幽契の地ときまっていたのだから。

方位はよし。山相はよし。万事、最高の条件を具えている神域である。若し私に、冬至の日の太陽が神秘とされたのだという、簡単な基礎知識があったら、最初から、与謝から線をひいて見たかも知れない。

古い神道学には、そういう基礎知識を、体系化する発想もなく、努力もなかった。不敏と浅学を棚に上げて、申しにくい、こういう所が学問の基礎であり、急所である。

後進の学者に、こういう事を学問的に重視することをよくお願いして置きたい。

私は、それまで、元伊勢の方に立って物を考えていた。「どうもおかしい。太陽の昇る方向に何も無い。没する方に、降臨山があり、天岩戸がある。変だ、変だ」と頭をひねり通した。西から見ればよかったのだった。西をさがせ

ばすく、与謝に行き当っただろう。妙なものである。盲点にかゝると見えるものも見えない。

私に目をひらかせてくれたのは、昭和五十九年十二月末に行われた、NHKの伊勢の神島の古い太陽崇拜をしのばせる奇祭の解説放送だった。聞いて見るとこの放送を観た人は多い。この放送で、冬至の日に太陽の昇る方向、東南東が古代人にとって最も神秘的な太陽崇拜の線である事を知った。

NHKの放送は、神島が、三輪山、箸陵と一線をなしているという話をして、沖縄の「おゝ島」の信仰について、可成りくわしい解説があった。あの放送は、私にとっては、古代人のメッセージのようなものだった。生涯忘れ難いものであった。

私は、五月五日の不思議な線との出会いと、年末のNHKの放送が与えたヒントとを、奇蹟の発見と名付けたい。発見は、時が時、所が所、事が事である。線も亦、余りに美事な一直線である。文献に証とすべきものが全くなく、雲をつかむようなおぼおぼしさに苦しんでいる所へ、グーッと直線が出て来て、疑う余地もない証拠をつきつけられた。私は、これを、神の神秘的なメッセージであり、秘兆だと思う。

「吉佐宮の日出の奇麻知」とよぶことにした。こういう珍らしい現象には、名をつけて置く必要がある。

私は、今日まで、智に頼り、理に徹しようとして来た。この「奇麻知」現象に接して、神助に俟たなければならぬ問題がある事を、改めて、もう一度考えさせられた。

先人が考えた事のない与謝里に着眼した時には、学者の見識の問題だと思った。しかし、どうしようもなく行詰まっていた時、「奇麻知」を発見させて頂いて、有難くて有難くて、涙にむせぶ思いである。こんな発見をさせて頂くことが出来たのは、十年の間、一心に御奉仕して来た老骨の奉仕が、神慮に叶ったからなのであるか。それとも、人間の力の限界も教えてやろうとの、神心でもあったのだろうか。時が来て、この老骨が選ばれて、神秘を世に告

げる名譽の役を担わせて頂いたのだろうか。有難い。辱けなさに涙こぼるゝである。

無論、これだけで、すべてがわかったわけではない。与謝と元伊勢の宮山との関係と云うだけなら、吉佐宮の謎は解けましただけで終りである。

ところが、伊勢の外宮、内宮、両宮も亦、同じ一直線に貫かれているとなると、わからない。偶然と軽く見るべきか、不思議な事があると見るべきか。

こういう場合、一般には、不思議な意味がひそんでいる。

吉佐宮は、無論神意を卜って定められた所なのではあるうが、方位から見ると、ハッキリと、東南東である。冬至の日に太陽の登る方を示している。こゝは、与謝からは近い。何等かの方法で見通す事も出来たかも知れない。しかし、伊勢となると、余りに遠い。どうして、かくも、美事な一直線のうちにおさまっているのか。意味がある筈だとは思ふが、私にはわからない。どなたか、教えて頂きたい。

#### 四、沖繩に残る古代信仰「青の島」

沖繩の「おゝ島」の信仰については、ぜひ研究する必要がある。私も許されるなら、もう一度沖繩に渡って、研究して見たい。

沖繩の信仰を、そのまま本土の古代信仰だと考える事には問題があるだろう。

私も十分ではないが、沖繩の信仰は、多少研究した。一通りは見て歩いた。ウタキの、建物も何もない所を対象に信仰しているいろいろな情景を見て、学ぶところが多かった。元伊勢を考える上で、参考になる事が多いと思つてゐる。

「おゝ島」の信仰については、まだ十分わからないが、私は、大江山全体が沖繩の「おゝ島」のような、人間界とはちがう所で、常人は入らなかつたのではないかと思つてゐる。

「モノ」（他界の靈、祖靈かも知れない）がいて、誰も近寄つてはならない別世界だったのでなからうか。だから、鬼の住む山とも考えられたのだと考へてもおかしくはあるまい。

「おゝ島」は、「おもろ草紙」では、「あふ」と書いてあるという。いささかコジツケになるかも知れないが、大江山は、昔、与佐之大山と云つたと丹後風土記残欠に出ている。「あふ山」から転訛して「おほ山」になつたと考へられぬ事もない。それが「おほい山」となり、「おほえ山」となつたと考へても、音韻關係から云へば、おかしくはない。

こう云う思いつきは、云わぬ方がよいかも知れない。しかし、いろ／＼な角度から研究した方がよい。思いつきが、大変、役に立つ事もある。兎に角、後世の価値観にとらわれずに、古代にかえつて考へる必要がある。

NHKの放送は、古代太陽崇拜と、沖繩の「青う島」<sup>34</sup>の話を一緒にしていた。

「青う島」の研究は、谷川健一氏が熱心に書いて居られると云うので、氏の「常世論」（平凡社選書）を読ませて頂いた。折口、柳田両大人の研究をうけついで、祖靈が住み、祖靈が、現世に訪れて来る他界を、常世と考へ、これを沖繩の「青の島」、或は、ニライカナイに求めた興味深い内容だつた。私は、元伊勢研究で、「与佐之小見比沼」を、由良川流域の長大な低湿原と考へ、その古代を考へてゆくうちに、こゝは、大へん安全で、豊かなユートピア王国だつたと考へざるを得なくなつた。陸の常世国だというイメージである。

即常世国などとは云わないが、皇大神の丹波迂幸、止由氣大神の丹波国与佐之小見比沼之魚井原宮の原初には、今の我々には想像もつかぬ世界があつたという考へに達した。

読者にも、そういう目で、元伊勢を見直して欲しいと思う。そういう心境にある私にとって、遠い日本人の祖先の古代的祖先崇拜を探索している谷川氏の研究は心ひかれるものだった。読者にも、一読をすすめたいが、長い紹介は許されない。「あとがき」と、結論だけを、紹介させて頂くにとどめたい。

× × ×

あとがき

日本民俗学の二巨人、柳田国男と折口信夫が生涯をついやして追求したのは、日本人の信仰である。なかでも、その原点としての「常世」であった。常世こそが日本人の血にもっとも深く喰い入る意識であって、それにくらべると、他の問題はすべて派生的な枝葉にすぎないことを柳田も折口も告げているように私には思われる。常世ということばを口にするとき、幾千年にもわたる時間はとぜん切り裂かれて、私たちは歴史の川床が一瞬にして露わになるような気がする。常世の思想は理性だけでなく、日本人の魂のもっとも奥深い部分と共鳴しあわないではすまない主題である。

柳田と折口は、民俗学の課題を追求するにあたって、心の奥ふかくそのことを感じていたのであつたらう。でなければ八十幾歳の老齢で、柳田が『海上の道』に取り組み、折口が死の前年『民族史観における他界観念』を弟子に口述筆記させたという事実の説明がつかなくなる。だが、柳田と折口の天才的な洞察と学殖によっても、常世の問題がすべて解明されたわけではない。私はもとより浅学非才であるが、常世の課題は日本人の信仰を明らかにするために最も重要であるという、柳田と折口とおなじ認識の上に立って、ここ十数年全国各地をあるき、自分なりに手さぐりをつづけてきた。本書はそのささやかな報告書である。



柳田が死んでからおよそ二十年、折口が死んでから三十年、彼らの投げかけた常世の主題はその重要性をつよめていくかに私には見える。日本人の世界観、他界観が変貌を余儀なくされているかに思われる現代社会で、常世の思想がどのような形で残存するか、変化を強制されるか、もしくは崩壊するか、それはけっして些末な問題ではなく、日本人の未来に深くかわりあっている。そう意識するとき、常世の課題はつねに再生するのである。

この書の刊行にあたっては平凡社編集部の吉村千穎氏をわずらわした。感謝の意を表す。さいごにこの書を「とこよに在<sup>い</sup>ず」父母にささげる。

昭和五十八年三月朔

谷川健一

× × ×

「終章」から

日本人は死後の魂の住む場所を閉ざされたものとは考えなかった。そこは明暗をわかちがたい薄明の世界であり、死は再生を約束するものと考えられていた。とはいえ常世は、そこに住む祖霊が子孫であるこの世の人びとをいつくしみにみちた目で見守っている場所であるという考えが最初からあったとは思われない。はじめは荒々しい力をもった死後の靈魂が住んでいると想定され、善きものも悪しきものも常世からくると信じられていた。したがって常世をひかりまばゆい楽土とみなし、常世に住むものは慈愛にみちた祖霊という風に考えを限定することはできない。それは後代になって純化され、浄化された考えである。私が折口の「暗い冥府」に反対しながら、手放しの「明るい常世」に同調できないのはそのためである。こうしたことから南島の洞窟にみられる「青の世界」につよい共感をおぼえる

のである。

私がかぞえ切れないほど南島に旅を重ねてきたが、私の実感はつよまりこそすれ、うすれることはない。そうして南島にみられる死者の世界の「青」が本土の海岸部にも地名として残っていないかと考えて、出雲へ、若狭へ、能登へ、淡路と阿波へ、熊野へ、志摩へと旅行をくりかえした。それもすでに十年まえのことになったが、その試みは、私にとって日本人の古代生活を考えてみようとする機縁にはなったのである。

さいごに、仲松弥秀と私の考えのちがいについて一言ふれておく。

仲松は『神と村』の中で、死者の住む「青の世界」とニライカナイは本来別々のものであったという。ニライカナイは海辺に打ちよせる漂着物や「よりのもの」（ユリユン）と呼ばれる魚などを追ってよこす海の彼方に描かれた神の島なのである。それがいつの間にか、死者の青の世界がニライカナイにひきよせられ、両者がむすびつき、死者がニライカナイに住むと考えるようになったと仲松は言うのである。

しかし、私の考えでは、はじめに死者の靈魂のとどまるところが「青の島」だったのであり、それが更に遠方に投影されることになったのが、海の彼方のニライカナイである。したがって、ニライカナイは青の島が延長または拡大されたものであり、そこは祖霊―神の住む場所であったはずである。しかしいつの時代か、死者の魂のいく場所は後生と<sup>くじょう</sup>考えられ、ニライカナイは人びとに富と幸福をもたらす神の島の役割を果すことになった。ニライカナイは神の島、後生は死者の国という分化は、あたかも常世が理想化されるにしたがって、常世は不老不死の島とみなされ、それにひきかえて、死者のたましいは「根の国」にいくと考えられるようになった過程とよく似ているのである。

もともと祖霊―神が青の島にとどまっていたと考えなければ、のちにニライカナイの神がいったん青の島に足をとどめて、それから陸にあがってくるという考えの説明がうまくつかないのである。

私の考えを推測させるものが奄美群島の徳之島に残っている。ここでは旧盆の後の最初のヒノエ、ヒノト、ツチノエの三日間を「浜下り」と称して、浜に仮小屋をこしらえ、それぞれの小屋に同族的な小集団があつまる。

徳之島の伊仙町上面縄では、ハマオリは先祖に対する豊作祈願をおこなう祭であつて、祖霊は海のはるか彼方から浜をおとずれ、海岸にあつまって遊びたわむれていると信じられている。ハマオリで拝む祖霊は海のおくの新イラにおり、三十三年忌でカミになった先祖ともいわれている。この話は吉田禎吾の教示にかかわるものである。これでもネイラー・ネリヤー・ニライカナイが祖霊の島と今日まで考えられてきたことが分かる。

## 五、秘を貫ぶ古代信仰（古代価値観）

——こゝの歴史がわからない真の理由？——

こゝの場合、「吉佐宮日出の奇麻知」を発見し得たことにより、与謝里と吉佐宮とは互に関係があること、従つて、皇大神社が吉佐宮だという伝承は、火の無い所に煙が立ったのではない、吉佐宮であることに關しては、非常に高い確率があると認められて然るべきだと思ふ。

文献や考古学の確証とはちがう。確率でしかものは云えない。また、我々は人間である。百％確実だとは云えない。どんな所に、どんな事がかくれているか、わからない。何かが出て来たら、それは謙虚にうけとめよう。誠実に理解することにとめたい。これが、神の問題にかゝる学者の作法であり、心得だと思ふ。

だが、私としては、能事を為し了えたと考えている。

それにしても、これほどの神域をもち、確かに与謝里と関係があつて、伝承もハッキリ残っている神社が、式の官幣・国幣にも預からず、国内神名帳にも載らず、室町時代まで、消息が知れなかつたという事については、どうして

も、疑問が残るだろう。

理由があるかも知れない。

皇大神の遷幸地に、すべて神社という形が残っていて、殆どが、六国史に出るとか、延喜式に出るとか、夫々ハッキリした形になっているのに、こゝだけが、式社でもなく、文献らしい文献にも出て来ないというのなら、問題だろう。ところが、そうではない。私も、まだ、御遷幸地の研究には手を染めていない。えらそうな事は云えないが、そんな条件に叶う神蹟神社は、無いに近いのではないか。

例えば、三輪の場合、倭姫命世記に、「五十八年辛巳、倭の弥和乃御室の嶺宮に遷りたまひき」とあるのだが、現在、大神神社の御本社は御本社としてある。別に、撰社として、神蹟社を奉斎している。その奉斎が、どんな経過を辿って今の処に建てられたか知らぬが、そこが原初の御室の嶺上宮だろうか。後のある時期に、あの場所に神社を建てたと見るべき公算が大きい。信仰的には、それで、一向にかまわぬが、御遷幸の神蹟と云われている所にも、いろいろなケースがあり、形があらう。

私は、こゝは、こゝの事情で、神蹟伝承が残ったのだと思う。誰が見ても、特別で、強い感銘を与える尊厳な神奈備の森が残って居り、但波乃吉佐宮だという伝承が生きているのに、何かの理由で、外部には全く知られなかつたらしい。理由があつて、神祇官も、国庁も、郡司も、全く、何も知らんよというような扱いであつたと考えてもよいだろう。

それが、室町・戦国か、徳川の時代に、天から降ったか地から湧いたか、突如として、表面に浮かび上り、忽ち藩公の崇敬を受け、参勤交替の往還には、必ず参拝があり、將軍さまの御惱平癒の祈願所となり、六十年毎の式年造替の例まで開かれた。そこで、はじめて、学者たちが問題にし出したと考うべき可能性も十分にあり得る。

今回の「奇麻知」の発見で、吉佐宮という名と伝承には、与謝里と切っても切れぬ信仰上の関係があったのだということが明らかになって見ると、むしろ、そんなにハッキリして居て、疑う余地もないのに、どうして、神祇官や国庁や郡司が、我れ関せず焉の如き取扱をしたのか、そこが不審だと云えば不審だろう。だが、何等かの事情で、その方が当然だったのかも知れない。我々は、もっと、昔にかえり、当時の、或は、その事情に即して考えなければならぬ。世の中には、今の頭、今の価値観で考えてはわからない事の方が多いのではないか。

立派なところなら、世間に知られている筈だ、沢山の参拝者があつた筈だ、立派な建物があつた筈だ、文書にも一ぱい書かれている筈だと、勝手にきめてしまうから、本当の事が見えなくなってしまうのではないか、古ければ古いほどわからない。残っているものは少ない。アトが消える。その方が本当だろう。どんなに立派なところでも、古いところほどわからない。そう云うことは世の中にあり得る筈だ。こんな、わかり切つた道理を忘れてはならないと思う。

こう考えて見た。二千年も前の元伊勢の一带は、与謝の里人を中心として、想像も出来ないほど神聖視され、大切にされて来た。皇大神が迁幸されてからは、なお一層大切にされた。

大切にされたという事は、誰も入ってはならぬ、一木も一草も、一つの石もとってはならぬと、不可触、不可侵だつたと云う事ではなかつたか。当然、知る人しか知らなかつたのだらう。語部的なものがあつて、伝えは残っていたが、秘密のことなので、誰も、知つても語らなかつた。そういう掟に守られていたのではなかつたか。

此処では、そういう古代的なものが、完全に守られて、秘中の秘だつた。と云う風に考える事も出来る筈だろう。伊勢では、或る時代に記録に残つたが、現地の丹後では、依然として、秘中の秘が守りつゞけられた。やつと、室町戦国か、徳川の時代になって、何かの機会に世に出る事になつた。これはあり得る。

秘中の秘。それが大切だったと云う事を忘れるから、話をもつれ、わからなくなるのではないか。

考證学が発達すると、何でも文献に頼ろうとする。それが昂じると、文献にないものは信じない。ウソだときめつける。そこまで来れば、文献病だ。

私は、三輪だとか、上諏訪・下諏訪社だとか、出羽三山とかへ参拝して、現在ある一切の建物、建造物を無くして、代りに古木を復活させた相を臉に浮べて見た。それは、こゝの古代のすがたと全く変らないのだと思う。

石川県の気多神社の社背の禁足林で、昼なお暗い原生林の建物のない時代の神社の姿をしみじみと味わうことができた。あそこも、もとは本殿も社務所もない全面禁足の森だったと思う。

あそこなどは、早く名神大社として世に知られるようになったが、伝統はよく守られている。今でも、わからぬ事は多い。建物のなかった時代の、原初のすがたも、そう云う目で見れば見えるのである。

群馬県に貫前神社という古社がある。特殊神事が沢山残っているので有名だ。社構にも随分古いものがある。

こゝに、お鎮めさんの神事という、こわい神事がある。タブーを破ると即死すると恐れられている。お鎮めさんの塚は、一見、何でもない、畠の向うの松林の中の荒塚である。だが、いつの世からともわからない昔から、無言、秘密厳守の伝統が守られている。

いろ／＼述べることは避けたい。秘密の厳守は、古い神道の非常に大切な規律であった。それを、わきまえて、元伊勢吉佐宮を見直すと、実は、古制が完全に守られて居たのだと云わずにはいられない。最も大切な事が残っていたのに、浅薄な文献病者たちに、いろいろ雑説、雑論をふりまわされ、かきまわされ、守るべきものを大切に守りつけて来た事が、正しく評価されないで、飛んだぬれ衣をさせられたと云う事にはならないか。

これが絶対だとまでは云わない。たとえば、そう考えるとわからないのが当然だと云う事になる。他にも理由があ

ったかも知からない。理由は一つでなかったかも知からない。

無論、いろいろ考えて見る余地があるだろう。こういう問題は、結局、可能性の問題であり、確率の問題である。

## 六、残る問題

附 大江山の鬼と元伊勢

吉佐宮については、論じなければならぬ問題が沢山残っている。一番大きい問題は、何と云っても、止由居皇太神の神蹟である与佐之小見比沼乃魚井原宮がどこかと云う研究である。これは、吉佐宮とは、切っても切れない関係にある。切離しては、論じにくいものも多い。

例えば、

- 1、与謝の里・与佐之小見
  - 2、吉佐宮、吉佐之小見比沼乃魚井原の交通・地理・自然条件
  - 3、大和朝廷と丹後地方との交流
  - 4、丹後地方在地の豊受大神の信仰と、伊勢伝承の止由居皇太神
  - 5、雄略天皇をめぐる丹後の歴史
- などである。

これらは、止由気太神の神蹟の研究に寄せて究明した方が扱い易いように思う。従って、吉佐宮の問題は、一応、こゝで、一括りしめ括って、問題を後半に譲りたい。

私は、与謝里は、与佐之麻統の本居だと考えて居る。比沼は、地名で、吉佐宮なり、比沼乃魚井原宮なりを信仰の

中心とする由良川流域の長大湿原一帯と見たらよいと考えている。そこは、後世の水耕農業時代には、洪水に悩まされる浸水地帯であるが、原始的な古代には、豊かな生活に恵まれた、しかも、どこからも敵が侵入する余地のない、安全なユートピアであった筈だと思う。

その理由は、追って、述べて見たい。

それは、別にして、与謝、大江山千丈ヶ岳、元伊勢日室岳、天岩戸、内宮宮山と、この全域が信仰的につながっていることを手がかりにして、大江山の鬼、頼光の鬼退治について、一寸、ちがった方面から思いつきを述べて見たい。思いつきだが、他日、面白い研究が生まれる種になるかも知れない。

(一) 大江山に酒吞童子という鬼の頭目が住んでいた。沢山の手下の鬼共をつかって、都を騒がせ、日夜、饗宴をほしいまゝにした。

時の帝は、御心を悩ませ給い、源氏の大将源頼光に、酒吞童子討伐を命じ給うた。頼光は山伏姿に身をやつし、四天王を率いて、険しい山や、深い谷を踏みわけ、押し陟り、鬼の本拠に攻入って、これを退治し、帝の御心を安らかにし奉り、都人の悩みを救った。

有名な噺だから、誰もが知っている。

どうせ、つくり事だと、頭から割切ってしまうば、問題はない。が、遠い、丹波の大江山から、夜ごとに都へ出て来ることなんか出来る筈がない、毎夜、盗賊が出て、都を擾乱したのを、鬼の物語に作りかえたのだろう、大江山というのは大枝山のことだろう、大枝山なら、多少遠いが、毎夜、都へ出て、悪行をすることは不可能ではない、と、合理的解釈をして、とうとう、大枝山の方も酒吞童子の里だと、新名所になった。

うまい話だが、鬼を知らない。鬼には、隠形おんぎょうの術という術がある。カクレ蓑、カクレ笠をつけると、身体が見えな



くなる。飛行ひびょうの術という術がある。空を飛んで、どこへでも自由にゆける。大江山から都まで、往来して、警戒きびしい貴族の家や、戸じまり嚴重な豪家に押入るぐらいの事は、お手のものだ。

(B) 鬼は、鬼にして置いたらどうか。鬼なら、丹波の大江山から、夜毎に都へ出ることは一投足だ。作者は、鬼を知っていた。「いく野の道の遠ければ、まだふみも見ず」の丹波の大江山の方が、鬼の話としては面白い。

しかし、大江山と云っても、きゝ手、読み手が、本当らしく思ってくれないと、話しても、書いても、面白くない。何故、そんな所に鬼がいるの？と、聞き直って聞かれるようでは、迫力が無い。

とすれば、鬼退治の話が生まれる前から、大江山には鬼が住むという噂がひろがっていて、それを、都の人も、よく知っていたのだと見なければならぬ。

天下に山は多い。鞍馬山が天狗の山であるように、もっと都に近い山に鬼がいてもおかしくはない。何も遠い大江山を持出さなくても、どこでもいゝ筈だ。

しかも、大江山は高山ではない。主峯千丈ヶ岳が八二三米しか無い。大江山が指名された事は、実は、大江山が鬼の住む山だと云う事が、余程古くから専売権をもっていたという証拠と見ねばならないだろう。

そこで、何故、大江山が鬼の山として有名だったのかという新しい疑問が出て来る。

答は簡単だと思う。大江山は、非常に遠い昔から、鬼に結びつく何かがあって、人に恐れられていたのだと考えればよい。

丹波国は、開化天皇の御代から、倭の朝廷と交流があった。古い時代から、朝廷と深いかゝわりがあったものとするれば、丹後の最高峯大江山が、都が大和にあった時代から、都に知られていても、おかしくはない。

それにしても、何で鬼の住む山なのか。

私は、こう思う。

前にも述べた通り、今でこそ元伊勢は、日室岳だけが、神の降臨する山として、禁足の掟が守られている。だが、その昔は、内宮の宮山は勿論、豊受大神を祭る舟岡山まで、主峯千丈ヶ岳を中心とする山塊の全域が禁足で、常人の入立ることを許さず、与佐之小見にとつては、今沖繩に見る「あふ」と同じく、隔絶された神聖な山域であり、そこには、万霊が集っていると信仰されていたのだと考えると、大江山は、人の入るべき世界ではない、異形の鬼が住む所だったと云つても、ごく自然の話となる。

私は、頼光鬼退治の話は、遠き世の大江山・元伊勢のそういう信仰をベースにして見て、はじめて理解出来るものだと考える。

(三) 頼光鬼退治の噺には、いろいろ腑に落ちないところがある。

頼光が、山伏姿に身をやつたという点である。

大体、源頼光は、源氏の大將という設定になっている。当時は、武士の武勇談が妖怪退治の形で語られた時代だ。頼光という大將の鬼退治譚があつても異とするには足りない。それにしても、源義経が奥州に亡命した時、山伏姿に身をやつして、世間の目をゴマ化したという噺はわかるが、山伏姿になって鬼の目をゴマ化したという話は矛盾している。

何かに変装するというのは当然だが、山伏では、辻褃が合わない。

百姓か樵夫ならいざ知らず、山伏、即ち修験者は、鬼にとつての一番の強敵である。山伏は、呪法をつかつて、目に見えない悪霊を祈り伏せる験力をもっている。そんなコワイものを、歓迎して、岩屋の中に招き入れて、一緒に酒をのむなんて、間のぬけた鬼はいる筈がない。

そんな間ぬけな話がまかり通るのは、作者も、話者も、読み手、聞き手も、そんなわかり切った事を変だと気付かなくなつた時代に生まれた話で、しかも、大江山の鬼退治は、山伏に限るという観念が、先入観念として存在していたという事にはならないだろうか。

実は、丹後では大江山が、丹波では御嶽が修験の山だった。大江山には、二流の修験寺があった。

一流は、今、普甲峠の下の寺屋敷とよばれている部落にあった。そこに善賢寺という修験寺があった。広い範囲にわたって配下の坊があつて、大へんな勢力を持っていたらしい。

その勢力は、根来寺に匹敵するほどの強大なものだったそうである。織田信長の時代に焼打にあつて、退転してしまい、廃墟になつた。そのアトに一ヶ寺だけが、僅かに残つたのだと云う。

もう一流は、大江修験とでも云うべきものである。今の大江町が、ほどその勢力範囲になつていた。

仏性寺という寺があつて、七堂伽藍をそなえ、前記地区の各寺坊を配下に、相当な勢力をもつていたらしい。

ところが、いつの時代にか、この寺が荒廃し、堂塔は破れて、住む僧もなくなつた。後に、奇篤の僧があらわれ、八丁下に伽藍を構え、雨露にさらされていた薬師像をまつたのが、今の如来院だと云う。

河守の清園寺も、その関係の寺だそうで、こゝには、用明天皇第三王子麻呂子親王の賊退治の縁起が残っている。

麻呂子親王（聖徳太子の御弟）の賊退治祈願の御手植の三本杉が、今も、元伊勢内宮の参道に残っている。

第三の流は、大江山ではなく、御嶽山にある。金光寺という真言の寺が今も残つて居る。

ある時代に、大江山が修験僧たちの本拠になつていたという事は間違いない。頼光が山伏になつて、大江山の鬼を退治したという話は、発祥地が都ではなく、大江山修験の自作か、この地方での俚諺のようなものだと考えれば、ごく自然の話である。私が想定したように、大江山全体が禁足の山で、「あふ」に似た信仰があつて、里人は、おそれ

畏んで、遠くから押んでいた、そこへ修験道が入って来て、山に住む他界の異類を呪伏して、鬼退治の名譽を誇る修験として、この山の修験たちは、大へんな験力をもっている、鬼退治、悪魔退治は、大江山の修験行者に頼みなさいと、都にまで出かけて行って、鬼防ぎの信仰を流布し、大いに大江山を売込んだのだと考えると、大江山―山伏―鬼退治という組み合わせは、ごく自然のものになる。

ことによると、頼光は、修験僧の名だったが、作者が、源氏の大将につくり上げ、時の帝にも一役買って頂いたのかも知れない。頼光は、源氏の系図の中には出て来ない。

大江山の鬼退治の噺は、歴史的な実話とすると、甚だ考証が難しい。

メルヘンだ、すべて、雲をつかむようなものだと言つ付けてしまっても差支えはない。しかし、それにしても、大江山と鬼退治が大へんな売出しようで、たった八百米そこそこの、しかも、都人とは、何の縁もなさそうな所なのに、大江山といえば鬼退治と日本中に喧伝されるようになったのには、それなりの根拠がある筈だと考えて、物語の矛盾をついて、根元を求めてゆくと、鬼の古語であるモノの信仰、モノの棲む大江山、禁域としての元伊勢、大江山と、アブリ画のように古い信仰が浮び出る。酒吞童子は大モノ主が鬼に変形したのかも知れない。

## 七、余説 吉見幸和の説(二つ)

吉見幸和の「五部書説弁」は、五部書偽書説に於ける庄巻と云うべき名著である。翁の偽書論は鋭くて、且つ説得力がある。翁のように、国史官牒古記実録による考証を方能視する学者の目からすると、元伊勢否定論に傾きたくなるだろう。然し、別の角度から見てどうなるか。そこに問題が残る。別の見方を忘れて、採るべきものを採らず、重んずべきものを軽んじ、伊勢両宮の御創建に於ける重要な事柄を見落したまゝに終ったら、由々しい。

私は、神学者として、護教と云うことを大切に考えている。幸和の研究には、神職としては、信仰上、深く考えなければならぬ問題が残ると思う。考証についても、完全だとは云い切れないと思う。

幸いに、吉佐宮の日出の奇麻知を発見することが出来た。又、丹後風土記残欠御田口祠の条に、皇大神但波近幸に関する丹後側の古伝承を発見した。軽々に五部書の所伝が、無稽だときめつける事は、もう出来ない。倭姫命世記の伝承地がすべて証明出来るとは思わないが、少くとも、頭から否定は出来ない。否定は易いが、肯定は難しい。改めて、カラを破って、洗い直して見る必要がある。

私は、つゞいて、止由居皇太神の与佐之小見比沼之魚井原宮についても論じたい。いまだ論半ばである。幸和がどんな事を云ったかなどは、論ずべきものを、すべて、論じ終った後にかゝける方が適當かも知らぬが、吉佐宮考が一段落したので、こゝで、翁の説を紹介して置く方が、読者に対しては、親切なように思われる。

私は、五部書偽書説には賛成するが、五部書から、ぜひ引出さねばならぬもの、五部書の、ぜひ伝え残さねばならぬものに関しての研究が欠けていて、相当、大きっぱに、否定、否定を重ねているのには賛成し難い。

後で、反対の立場に立って、必要な反論は述べるつもりだが、この論文は、吉見幸和論でもなく、「五部書説弁」研究でも、「説弁」批判でもない。多くの紙面は割き難い。又、本論を離れてしまっても困る。

そこで、翁の説の中から、一番関係の深いところを、一部、そのまま引用して、アトは、読者の研究にまかせたい。

卅九年壬戌。遷<sup>シマツル</sup>幸<sup>タシ</sup>但波乃吉佐宮。積<sup>ホ</sup>四年奉<sup>ル</sup>齋。從<sup>リ</sup>此更倭国求給。此歳豊宇介神天降坐。与<sup>ニ</sup>大日婆貴<sup>ニ</sup>結<sup>ヒ</sup>幽契<sup>ヲ</sup>。爾<sup>ノ</sup>時合<sup>セ</sup>明<sup>ヒ</sup>光<sup>ニ</sup>齊<sup>シ</sup>徳<sup>ミツ</sup>居<sup>マシマシテ</sup>奉<sup>ニ</sup>御饗<sup>ケ</sup>。

〔御巫清在批判〕

按ニ、一本与ニ大日鬘貴ニ結ニ幽契、爾時合明光ニ齊德居ノ十六字無レ之。古本ニ有レ之トイヘドモ後ニ刪レ之カ。清在鈔ニ曰、神名秘書云、崇神天皇卅九年壬戌、丹波国与謝之郡比沼山頂麻井乃原尔天降、天照大神与一所尔座給矣、于時從ニ天上ニ天女降居奉ニ御饗、今崇祭之、丹後国竹野郡奈具社坐神豊宇賀能壳命也、此言ニ由テ豊宇介神ト豊宇賀能壳命ヲ誤リ混ズルコトナカレ、本文此豊宇介神天降玉ヒテ天照大神ニ御饗ヲ奉リ給ヒタルト云ニ非ズ、坐ノ字ニテ句ヲ絶ベシ、豊宇介神降り給フ、因テ一所ニ配饗シ奉ルト云ノ義也、神名秘書ノ説紛ハシキガ如ニテ却テ分明ナリ、ト註セリ。清在亦如レ此助長コト可レ見。神名秘書モ同僚ノ者流所レ撰ノ書ユヘ、偽書ヲ以テ偽書ノ証ニ立ルハ、同類ノ盜賊互ニ証拠ニ立ツト同ジ。何ゾ足レ証焉。者流ノ意ニテハ豊宇介神ハ天降ル神ニシテ、此即国常立尊也、天照大神ト竝座ス、豊宇賀能壳命ハ此モ天降ル天女ニシテ、両皇大神エ奉ニ御饗也、神名相似タレバ必勿レ混トノ説也。

〔度会益弘批判〕

又度会益弘説曰、於是始配祀太祖豊受太神也、恭惟国常立尊者虚而有レ靈、一而無レ体、時而莫レ不在、物而莫レ不レ寓、猶ニ一水化ニ生万品也、故擬ニ水徳ニ而兼配ニ天照太神之火徳、実有レ故矣、以ニ其無形之神ニ謂ニ雙坐如ニ天上ニ謂ニ天降ニ皆神レ之也、詩曰、文王陟降在ニ帝左右、此之謂乎、ト註セリ。益弘亦者流同僚ナレバ、其言皆如レ合符節。可レ察ニ其肺肝。サスガ豊受神ヲ国常立尊也トモ云兼テ、遠餘所ヨリ国常立尊者ト云テ同神異名ト云ノ義也。

神代紀ニ、一神異名ノトキハ必異名ヲ挙ルコト史法也。一名二名乃至ニ七名ニ皆悉記レ之。国立尊ノ異名国底立尊ト申スコトハ紀文分明也。天御中主神又天常立尊トモ不レ云レ之、況ヤ豊受神トハ不レ云レ之。豊受神ハ杵尊日向降臨ノ時供奉ノ臣列ニシテ、旧事紀・古事記共ニ載レ之テ無ニ異論。未レ聞為ニ国常立尊之異名。五部書其他外宮者流所ニ偽作ノ書ニ言レ之者ハ、一家ノ私言而非ニ天下公共之説。殊ニ姦曲秘計アリテ、内宮ニ欲ニ相雙ニ之謀ヲ以テ許多ノ偽書ヲ作出シ所ニ造言ニ、執政有司ノ輩所レ知レ之ニシテ、公庭ニ不用之説ナリ。明哲有識ノ士以ニ正眼ニ宜ニ看ニ破之。豊受神・豊宇介比壳

・豊字賀能売、此コソ一神異名ニシテ非別神、然ルヲ別神トスル者私也。豊受神ト国常立尊ハ別神而非異名一ヲ、非別神ニ而異名也トスル、皆私也。天降ル豊受神ト、在レ地豊受神ト別神ト云説モアレドモ、此亦私也。二神共ニ天降ルト云モ私也。

益弘ガ説ノ如キハ、実ニ非ニ天降ニ為レ神<sup>カミ</sup>レ<sup>カミ</sup>之也。惟此時配ニ祀大祖豊受大神ニ也トスレバ、崇神ノ三十九年皇大神丹波ニ遷幸ノ日始テ祭之義トスルカ。大祖トハ天皇ノ御先祖ノ謂乎。豊受神ヲ御先祖トスルコト何等ノ書ニアリヤ。旧事・古事・日本紀等ニ所<sup>レ</sup>未<sup>レ</sup>見也。若有<sup>ニ</sup>遺漏<sup>ニ</sup>則古語拾遺ニ載<sup>レ</sup>之。然ニ不<sup>レ</sup>載之。史官何ゾ如此ノ大事ヲ遺漏センヤ。内宮神官等モ不<sup>レ</sup>知<sup>レ</sup>之、惟外宮神官等ノミ謂<sup>ニ</sup>此説<sup>者</sup>ハ如何。其一社ニノミ言<sup>レ</sup>之者可<sup>レ</sup>用<sup>バ</sup>、伊雜宮神人等旧事大成経百卷、二社三宮図ヲ置キ、共ニ板行シテ数人所見、天照大神ノ本宮ハ伊雜宮也トス。此ヲモ可<sup>レ</sup>用<sup>ヤ</sup>否、凡ソ疑シキ者ハ於<sup>ニ</sup>官庭<sup>ニ</sup>糺明セラレ、其邪正ヲ分チ、以<sup>ニ</sup>古記実録<sup>ニ</sup>訂<sup>レ</sup>之、避<sup>ニ</sup>偽説造言<sup>ニ</sup>ハ明哲有識ノ所為也。何ゾ外宮者流ノ造言ニ見<sup>レ</sup>欺哉。

実ハ豊受神ハ豊字介比売神ニシテ女神也。天鈿女命モ女神也。共ニ日向ニ供奉シテ、天鈿女命ハ伊勢国ニ降ルコト見レ<sup>レ</sup>紀タリ。豊受神ハ丹波国ニ縁アリテ天降り住セルカ。国史ニ雖<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>見、延長風土記ニ天女天降ト云フ者、皇居ヨリ降ノ義ナリ。街談ノ俗語等ニモ、釀<sup>レ</sup>酒ヲ掌ルト云フ。皆此御饌ノ事ニ関ル者可<sup>レ</sup>見。逐ニ丹波ニ留リ玉フコト明シ。初天降ル処ハ比沼麻奈井ニシテ、延喜神名式ニ所謂、丹後国丹波郡比沼麻奈為神社、此即豊受神也。後ニ又奈具村ニ行テ留玉フユヘ建<sup>レ</sup>社祭<sup>レ</sup>之。今加佐郡奈具神社此亦同神也。天照大神誨<sup>ニ</sup>雄略帝<sup>ニ</sup>玉フハ、比沼麻奈為神社ニ所<sup>レ</sup>祭ノ豊受神ヲ我許ニ奉<sup>レ</sup>遷トノ神勅也。天照大神御在世ノ時モ、又杵尊ト同殿共床ノトキモ御饌ノ事ヲ掌給ユヘ、御饌都神ト云。此職名ナリ。水徳ノ義ニ非ズ。名ハ豊字介比売トモ、豊字加能売トモ、豊受神トモ申也。臣列ユヘ丹波ニテモ小社ノ列ニシテ非ニ名神大也。神代以来丹波ニ鎮座タルコト明シ。崇神ノ時新ニ自<sup>ニ</sup>著<sup>ニ</sup>天降ルニアラズ。又天上都ヨ

リ降ニモ非ズ。固ヨリ丹波ニ座スユヘ、皇大神ノ神勅無<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>疑。

〔吉佐宮遷幸について〕

且ツ皇大神丹波へ遷幸ト云モノ是<sub>レ</sub>第一ノ偽也。曾テ国史官牒ニ所<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>言也。

崇神ノ御宇ニハ豊鋤入姫命ニ託テ磯城神籬ニ祭ルノミニシテ、他国ニ遷幸ノ事更更無<sub>レ</sub>之。垂仁朝ニ至リ、倭姫命頂<sub>レ</sub>之テ吉宮地ヲ求メ、皇大神ノ神慮ニ可<sub>レ</sub>適国処モ有ランヤト尋出玉フニ、伊賀・近江・美濃ヨリ伊勢ニ至テ、欲<sub>レ</sub>居ニ此国ト神教アリテ御鎮座アリシ迄ナリ。国史及ビ儀式帳ノ所見如此。外宮禰宜五月麻呂所<sub>レ</sub>撰ノ外宮儀式帳ニモ、

天照大神、卷向玉城宮御宇天皇御世、国国処大宮処求賜時、度会乃宇治乃伊須須乃河上乃大宮供奉、ト記セリ。如

此垂仁御宇国国処大宮処求賜トコソアレ、崇神ノ御宇トハ無<sub>レ</sub>之モノヲ、五部書ニ崇神御宇トスルハ偽也。世記ヲ五月麻呂潤飾スト云ハバ、儀式帳ト何ゾ相反スルヤ。実ハ世記後世ノ偽書ニシテ、五月麻呂モ御氣モ所<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>知也。二人ノ名ヲ盜デ作者ト称シ、欺<sub>三</sub>万人<sub>二</sub>也。其家ノ祖先五月麻呂及ビ御氣ノ靈モサコソ口惜思ラメ。如何ナル子細ニテ如<sub>レ</sub>此ノ偽書造言ヲ巧初テ、代代蒙<sub>三</sub>恥辱<sub>二</sub>コトゾヤ。不便ト云モ愚ナルコトゾカシ。

〔世記の遷幸地について〕

○世記ノ作者巧者ニテ姦曲ノ至深キ証ハ、伝記・次第記・本記ノ三部ニハ、皇大神丹波エ遷幸ニシテ、直ニ伊勢エ鎮座ノ由也。何トヤラン人ノ疑可<sub>レ</sub>有コトゾト察シテ、此世記ニハ、紀伊国・吉備国・尾張国マデ遷幸アリシト記シテ、丹波ノミニ非ルコトヲ知ラシメ、人疑ヲ避タル者、功者ノ至也。実ハ紀伊・吉備・尾張エハ努努無<sub>レ</sub>遷幸コトナルヲ、偽テ如<sub>レ</sub>此記セルナリ。若紀伊・吉備・尾張等ヘモ遷幸実ナラバ、三部書ニモ可<sub>レ</sub>記ケレドモ、其マデハ不<sub>レ</sub>心付<sub>一</sub>シテ、丹波エサヘ遷幸ノ由偽リ逐レバ本望也ト心得タル者ト見ヘタリ。偽モ盜モ漸漸功者ニナリ、俗ニ云<sub>レ</sub>ノブトクナリヌレバ、何ヲ可<sub>レ</sub>云モ自由ニオボヘ、仏者ノ如ク天堂地獄ヲ見ガ如ク説出シ、虎関ガ元亨釈書ニ云ヘル如ク大ナル寓言虚



誕ヲ吐露スルニ至ル。行基・行教ヤ兼俱ガ如ク王公大人ノ易欺ヲ知テハ、天皇ヲモ奉レ欺、己ガ欲ヲ逞スレドモ咎ル人モナク、偽託造言ヲ尊信シテ不疑。然レバ外宮者流ノ輩乘レ虚、以此ホドノコト偽ルハ左モ可レ有コトカ。然ドモ何ノ由縁モナキニ吉備国マデ遷幸アリシトハ何事ゾヤ。

〔幽契について〕

丹波ニ自ニ往古豊受神鎮座ユヘ、雄略朝有ニ神教ニ而奉レ迎マデノコトナレドモ、者流ノ巧ニハ内宮ト欲ニ雙立ニユヘニ、豊受神ヲ水徳神・天御中主・国常立尊ト称シ、丹波エ天照大神遷幸ノトキ天降一所ニ座ス、此ハ開闢以来ノ幽契ニテ、水火陰陽日月不ニ相離ニユヘト偽リ出シテ、此書ノ真口ニ、先ヅ其幽契ヲ語り出シテ丹波ニテ符合シ、又伊勢ニ符合スルヤウニ造成タル者也。ソレホド幽契深ク不ニ相離ニナラバ、天皇ト同殿共床ノトキモ同ク被レ祭玉フベキニ、左ハナクシテ大国魂神ハ皇居ニ祭玉ヘドモ豊受神ヲ祭り玉フ記文ナシ。又磯城神籬ニ鎮座ノトキモ、豊受神天降玉ハズ、又配祀セラルル沙汰モナシ。丹波エ遷幸ノトキニ限り豊受神天降玉テ、又紀伊・吉備・尾張其外国国ニモ、世記ノ説ノ如クニテハ二年三年或ハ四年程モ鎮座ナラバ、何トテ豊受神不ニ天降ニヤ。伊勢ニ御鎮座以後四百八十年ノ間、此亦豊受神不ニ天降ニハ何ゾヤ。久久ノ内御心ツヨク能モ能モ離レ座タルゾヤ。但シ幽契ヲ忘玉ヘルニヤ。自レ天降ルトナレバ、何時モ手間不レ入天降玉フベキコトナルニ、外ノ国ヘハ不レ能ニ天降ニカ。丹波ニ限ルト云ハ不レ可レ無レ疑。実ハ丹波国麻奈為神社ニ自ニ往古ニ鎮座ナレバ也。他国ニハ鎮座ナキユヘ其沙汰ニ不レ及コト明シ。

益弘ガ説ノ如キ、於レ是大祖ノ神ヲ配祀スルナラバ此ホド重キコトナシ。経ニ奏聞ニ可レ任ニ叡慮ニコトナルニ、私ニ配祀スルコト不レ可レ有。又以ニ豊受神ニ為ニ大祖神ニ則不レ可レ不レ載ニ国史官牒。一モ其証ナク、外宮者流ノ偽書ノミ如レ此言フ者、不レ足レ証。<sup>トスルニ</sup>

且国常立尊ヲ祭ル神社ハ、神名式ニ所未見也。此ハ不レ及祭子細アレバ也。若シ崇神以来丹波ニ祭レ之コト実ナラ

バ、其祭典モ重ク、禰宜神官モ可<sub>レ</sub>叙<sub>二</sub>位階<sub>一</sub>ナレドモ、曾テ無<sub>二</sub>其沙汰<sub>一</sub>ニテモ可<sub>レ</sub>察<sub>レ</sub>之。形モナキ偽ヲ造リ出シ、多ク使<sub>二</sub>人生<sub>一</sub>疑惑。憎テモ猶有余乎。

且天照大神御動座ノ事ハ至テ重事ナレバ、悉ク不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>載<sub>二</sub>国史<sub>一</sub>。垂仁ノ朝、倭姫奉<sub>レ</sub>之ジテ伊賀・近江・美濃・伊勢ニ到玉フコト日本紀ニ載テ炳焉ナリ。丹波其他ノ国ニ遷幸ノコト不<sub>レ</sub>載<sub>レ</sub>之。然ニ五部書ニ、偽テ崇神ノ朝、豊鋤入姫命随<sub>二</sub>大神之教<sub>一</sub>、国国処処ニ宮処ヲ求賜ト云ヒ、崇神ノ卅九年壬戌、遷<sub>二</sub>幸丹波吉佐宮<sub>一</sub>、積四年、其外同四十三年、五十一年、五十四年、五十八年、六十年、六十四年、六十六年、諸国ニ奉<sub>二</sub>遷幸<sub>一</sub>由、年月日迄<sub>二</sub>健<sub>一</sub>ニ記<sub>レ</sub>之。神祇本源・元元集亦同<sub>レ</sub>之。剩<sub>二</sub>三昧耶形国仏像マデ<sub>一</sub>記<sub>レ</sub>之。造言偽作莫<sub>レ</sub>甚<sub>二</sub>於斯<sub>一</sub>。

〔吉佐宮の福榎について〕

○或<sub>キ</sub>曰、丹波吉佐宮、今ハ丹後国ノ内也、吉佐宮ハ国中ノ戌亥ニ当ル、大榎アリ、戌亥ノ榎ヲ福榎木ト云モ始<sub>二</sub>于此<sub>一</sub>、丹後ハ王城ヨリモ亦戌亥隅也、故ニ皇大神欲<sub>レ</sub>鎮<sub>二</sub>座於此処<sub>一</sub>カ、ト云。此説甚非也。倭国ニテハ嚴樞本宮奉<sub>レ</sub>齋トアレバ、榎木ニ不<sub>レ</sub>限樞モ福ナラシヤ、以<sub>レ</sub>木貧福ヲ云ハ不<sub>レ</sub>足<sub>レ</sub>論。以<sub>二</sub>方角<sub>一</sub>論ゼバ、日小宮ノ例ニ倣テ王城ヨリ丑寅方ヲ求玉ト云ハバ可也。又諾尊淡路洲ニ鎮座ナレバ、南方ヲ求玉フカ、又杵尊日向ニ都シ玉フ故ニ日向ニ求玉フトカ、其抛アラバ各別ナルニ、何ノ由縁モナク丹波エ遷幸アルベキ様ナン。

〔幽契と国常立尊〕

又偽ニモセヨ、国常立尊丹波ヘ鎮座アラバ、幽契アリテノコトト云ベケレドモ、皇太神丹波エ遷幸ノ後ニ、豊受神天降ルト云ゾナレバ、幽契アリテ丹波エ遷幸トモ不<sub>レ</sub>見。何レニシテモ丹波エノ遷幸ハ何事ゾヤ、思寄ザルコト也。外宮者流ノ意、上古ノコト如何ヤウニ偽リ造言シテモ知人ナケレバ、数多ノ書ヲ撰ミ、何ノ書ニモ如<sub>レ</sub>此アリ、此書ニモ如<sub>レ</sub>此ト符合シテ、虚ヲ実ニセント巧ミニ巧タルコト也。丹波ヘ遷幸ノトキ天降玉ヒシ豊受神ニテ、其幽契ヲ以テ、

雄略ノ朝神教アリテ丹波ヨリ奉<sub>レ</sub>迎コトゾト云<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>ノ秘計也。実ハ自<sub>レ</sub>古丹波ニ鎮座ノ豊受神ニテ、不<sub>レ</sub>圖神告アリテ奉<sub>レ</sub>迎マデノ義ナリト知ベシ。

〔丹後元伊勢について〕

○或<sub>レ</sub>云、丹波ヘ皇大神遷幸非<sub>レ</sub>偽、今以内外宮ノ祠アリテ、伊勢ノ如ク兩宮現ニ存ス、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>謂<sub>レ</sub>虛ト。宜哉、衆人弥増<sub>レ</sub>迷コトヤ。白井宗因ガ神社啓蒙ニ、与<sub>レ</sub>謝宮在<sub>ニ</sub>丹後国与佐郡川森<sub>ニ</sub>、所<sub>レ</sub>祭神一座、今祠<sub>ニ</sub>内宮<sub>ニ</sub>者、近代之俗也、ト記セリ。又曰、豊受大神雄略以前以<sub>ニ</sub>与佐宮<sub>ニ</sub>為<sub>レ</sub>本宮、今以<sub>ニ</sub>山田原<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>神在之地一矣、ト書タルハ、可<sub>レ</sub>謂<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>実<sub>ニ</sub>者也。

然レバ内宮ヲ建立シテ伊勢兩宮ヲ摸スルハ近代ノ事ニテ、昔ハ与<sub>レ</sub>謝宮ノミ有<sub>レ</sub>シト見ヘタリ。凡ソ諸国ニ伊勢大神宮ノ神戸・神田・御園・御厨等有<sub>レ</sub>之事ハ、神鳳抄・雜例集ニ載テ詳也。尾張ニモ中島郡清須ノ西ニ御園アリ、何<sub>レ</sub>ノ程ヨリカ神明ノ祠ヲ建テ、土俗云フ、此所エ皇太神暫ク鎮座アリシ其旧趾也ト云フ。実ハ日本紀ニ尾張国エ廻玉フコト不<sub>レ</sub>載<sub>レ</sub>之。曾テ御鎮座ノ事ナシ。三河・遠江エモ遷幸アリシト雜事記ニ記セドモ実ハ無<sub>レ</sub>之コトナリ。紀伊・備後ニハ神戸・御園ナキサヘ遷幸アリシト世記ニ記<sub>レ</sub>之。

況ヤ丹波・丹後ニハ内外宮ノ御厨アレバ、其縁アルヲ以テ外宮ノ御師職ノ者毎年太麻配リ、往来ノ序アレバ、与<sub>レ</sub>謝宮ハ豊受大神宮ノ旧跡ニテ、天照大神遷座アリシト云フ支証ニ備<sub>レ</sub>ン為<sub>レ</sub>メ、外官方ヨリ金銀ノ費用ヲ賄テ成トモ兩宮ヲ建サセ度思フコトナレバ、所ノ奉行或ハ地頭領主エモ達シ、世記ノ趣ヲ演說シテ土俗ニモ信ヲ起サシメ、遂ニ兩宮取立タル者ナルベシ。必竟所ノ繁昌ニナリ、近国ヨリ參詣モアレバ賑シキママニ、弥其事主張スルト見タリ。国国、神戸・御園等アル処ハ、土俗ノ願ニテ神明ノ祠ヲ建ルコト不<sub>レ</sub>珍、与<sub>レ</sub>謝<sub>ニ</sub>内宮ヲ建ルハ此之謂也。今兩宮アルヲ見テ、文盲ナル人人ハ弥世記ノ趣ヲ実トシ、皇太神丹波ニ遷幸アリシト信ズル耳。外宮者流ノ姦佞其巧非ニ一朝一夕之謂。況

ヤ手ガカリアル所ハ油断スベカラズ。宗因之一言今以足<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>証而已。

〔世記の記述の簡略なるわけ〕

○世記ニハ、此歳豊宇介神天降座、与<sub>ニ</sub>大日鬘貴<sub>ニ</sub>結<sub>ニ</sub>幽契<sub>ニ</sub>、爾時合<sub>ニ</sub>明光<sub>ニ</sub>齊<sub>ニ</sub>徳居奉<sub>ニ</sub>御饗<sub>ニ</sub>、トアリシヲモ、一本ニ与<sub>ニ</sub>大日鬘貴<sub>ニ</sub>以下十六字サハ刪<sub>テ</sub>、天降坐奉<sub>ニ</sub>御饗<sub>ニ</sub>、トノミ記セリ。然トキハ豊受神奉<sub>ニ</sub>御饗<sub>ニ</sub>ト云ハ如<sub>レ</sub>近<sub>レ</sub>是。然ドモ天降坐ノ三字イカガ也。何レニシテモ世記ノ意者流ノ書ユヘ、豊受神ハ天御中主・国常立尊ノ異名トスルト見ヘタレバ、トテモ非<sub>ニ</sub>本意<sub>ニ</sub>皆造言ナリ。然ドモ功者ニナリテ尤<sub>キ</sub>言寡シ。三部書ト合考ルニ、伝記ニハ、今歳止由氣之皇神天降坐天合<sub>レ</sub>明齊<sub>レ</sub>徳給、如<sub>ニ</sub>天小宮之儀<sub>ニ</sub>志天一処<sub>ニ</sub>雙坐須<sub>ニ</sub>、トアレバ、甚文飾スト見ユ。又、于<sub>レ</sub>時和久産巢日神子豊字氣姫命<sub>ニ</sub>稲靈<sub>ニ</sub>奉<sub>ニ</sub>備<sub>ニ</sub>御神酒<sub>ニ</sub>、トアレバ、別ニ豊字氣姫ト云フ人体ノ神アリテ、此時奉<sub>レ</sub>備<sub>ニ</sub>神酒<sub>ニ</sub>トナレバ、崇神ノ御宇ニ存在ノ人ノ如シ。然ドモ父名ヲ出セバ神代ノ如シ註ニ稲靈神トアレバ、非<sub>ニ</sub>人体<sub>ニ</sub>シテ神代ノ豊字氣姫カ。然ラバ其コソ豊受神ゾト云ヘバ、外ニ又豊受神アリテ合<sub>レ</sub>明齊<sub>レ</sub>徳シテ座スト云フ。二ノ豊受アリテ紛ラハシ。又、丹波道主貴奉<sub>レ</sub>備<sub>ニ</sub>朝大御食夕大御氣<sub>ニ</sub>奉<sub>レ</sub>仕<sub>ニ</sub>、ト記シテ天照大神ト豊受神エ御食ヲ奉<sub>レ</sub>備<sub>ト</sub>ス。又、其功已辞<sub>ニ</sub>竟<sub>ニ</sub>天<sub>ニ</sub>、止由氣大神復<sub>ニ</sub>上天原<sub>ニ</sub>、トアレバ、折角天降止由氣大神天上シ帰玉フト云義カ。又、此処仁志天、以<sub>ニ</sub>白銅実鏡<sub>ニ</sub>弓<sub>ニ</sub>、道主貴八小男童天日別命崇奉<sub>ニ</sub>、トアレバ、天上シ玉ヒシ跡ニテ御鏡ニ移留タリト云ヒ、神武時代ノ天日別命ヲ崇神ノ御宇ニ取出シテ如<sub>レ</sub>此云フ。何彼ト飾テモ必竟皆偽ナレバ、事多取出シテ云ヘバ云ホド紛ラハシ。大根丹波エ遷幸ナキコトナレバ雖<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>足<sub>レ</sub>論、種種ニ造言シテ弥跡先ノ不<sub>レ</sub>揃<sub>コト</sub>ドモ多キコソウタテケレ。一向世記ニハ短ク書タルハ功者トヤ云ベキ。

〔世記の年月の詳しきについて〕

○或<sub>ト</sub>曰、世記ハ天照大神ノ国国処<sub>ニ</sub>ニ宮処<sub>ニ</sub>求<sub>ニ</sub>賜<sub>ニ</sub>テ、何レノ国ニ何年、此国ニ何ケ年留坐シナド年月マデ委<sub>ク</sub>記セリ、

総シテ其書其書ノ主意有<sup>レ</sup>之モノユヘ、其主意ヲ著眼シテ可<sup>ニ</sup>取用、ト云フ。此ハ世記ノ説ヲ突ト思ヒ、尊信シテ如<sup>レ</sup>此云ヘリ。皆偽ニテ造立タル者ト云コトヲ不<sup>レ</sup>知ユヘ也。何ゾ年月日マデ髓ナルコト可<sup>レ</sup>有ヤ。垂仁紀ノ文ヲ以テ可<sup>レ</sup>考。漸ク一年半ホドノ間ニ伊賀・近江・美濃・伊勢ヲ廻リ玉タルト見ヘタリ。返ス返モ世記ハ偽ノ又増長シテ重<sup>レ</sup>之タル者ト云ベシ。何ゾ言ズルコトアランヤ。其外可<sup>レ</sup>辞者多端、不<sup>レ</sup>違<sup>ニ</sup>枚挙。伝記・次第記・本記等ノ弁ニ記タル趣。宜<sup>ニ</sup>併考<sup>一</sup>。

#### 〔吉佐宮と榎の伝承〕

この問題は資料が乏しく、差当り大きな研究にはならない。しかし、掉尾の大スクープかも知れない。

皇大神社は、天正八年の懸仏と、明暦二年の棟札とぐらいしか史料が無い。古い社態は全くわからない。

私は、昭和のはじめに、こゝで、昔、大きな榎の神木があつて、その榎には神が降つたと書いた印刷物を読んだ。略記のようなものだった。珍らしい事が書いてあると関心をもつたが、今、残っていない。

こゝには、日室岳という神体山があつて、禁足の掟が守られている。非常な峻険で、原生林に掩われ、麓には、天岩戸という水の神祕を信仰されている幽境がある。真井の石井に関係があるのかと思われる。雰囲気としては、原始信仰の空気にみちている。近年、京都府歴史的な自然環境保全地域に指定された。

榎の御神木も、どうやら、こゝに残つた原始信仰の面影をうかがう大切なものだったように思えるが、何分、現物が全く残っていないし、余りその事を語る人もないので、長く、ひとり胸にひめていた。

ところが、今回、吉見幸和の「五部書説弁」を読んで見ると、偶然、吉佐宮の榎のことが出ている。大へんショックを受けた。

幸和に対して、或る人がこう聞いた。吉佐宮は国中の戌亥（西北）の方にあつて、大榎がある。その関係で、戌亥

にある榎を福榎と呼んで珍重する民俗信仰がある。皇大神の遷幸に関係があるのではなからうかと。すると幸和は、殿櫃本宮に祭ったと云う古伝もある。そんな事云うなら、櫃も福櫃でなけりやおかしい。木に貧福なんかあるものか。日少宮は丑寅だ、伊弉諾神社は南方だ。瓊々杵尊の降臨は日向だ。有難い方角は一ぱいある。「何ノ由縁」もない丹波なんかへ御遷幸になる筈はないと、メチャ、メチャなことを答えて得々としている。

これは感情論で、反対のための反対である。

今日の学者は、こんなムチャは云わない。

榎を神木としたり、神秘の木としたりする信仰は日本中に存在する。殊に、二本榎とか、二股榎が神秘視された。

柳田国男翁は、エノキはイノキで、齋む、忌むという語に関係があったのではないかと云った。語原学的に成立するか、否か、疑わしいが、博学多識の翁は、民俗学の立場から榎に注目した。

一般的信仰か、元伊勢なり、他のどこかなりを発祥地としてひろがったものなのか、にわかには判断する訳にゆかないが、中国では、榎と書いて、非常な上木をさしていたらしい。樞にする木だと伝えている。日本では、エノキは、用材にならない雑木と考えられていて、水気の多いところに大木があつたりする。原野に喬木がそびえていて、所が目じるしになる例が多かった。枝の密生する精力の強い木である。

榎の話をする時、総代の佐藤潤次郎（八十二才）と佐藤高平（七十二才）の両名が、その件なら、古老から、内宮さんに関係して、家々の棟に榎を使うとか、内宮さんの棟だか棟持柱だかに榎をつかう古例があるとか聞いていると云い出した。

どうも、江戸期まで、皇大神社に、吉佐宮の榎が残っていて、地元にも榎の信仰が伝えられ、京あたりまで、広く、福榎ということで、榎を通して、元伊勢内宮を遙拝した信仰習俗がひろがっていたものらしい。

吉佐宮の大榎は、この神社の原初形態が、信州諏訪大社の下社のような、無社殿祭祀の神社であったことを暗示している。

私は、大江山山塊の一角が原生林に掩われた神聖な秘境で、その原生林から流れ出た清流が真井の石井だと考えた。吉佐宮は丁度、与謝の里から見ると、「日出の奇麻知」に貫かれた方向にあって、何人も入ることのできない原生林の奥が、誰かによって神の祭場として守りつがれ、そこに、榎の御神木が降臨信仰の対象として生きていたのだろうと想定して、ほゞ、間違いあるまいと思う。

この研究は、「吉佐宮篇」と「与佐之小見比沼之魚井原宮篇」との両篇より成る。「与佐之小見比沼之魚井原宮篇」は、都合で、神道宗教学会の機関誌「神道宗教」に連載することとした。